

資料編

資料編

資料編

1 人口・産業等	284
表1 本県の地域別人口動向	284
表2 製造品出荷額等の推移	284
表3 農林業の動向	285
表4 年次別漁業生産量及び金額	286
表5 青森県内の自動車保有台数の推移	286
2 大気汚染	287
表6 大気汚染に係る環境基準	287
表7 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数	288
表8 電気事業法及びガス事業法に基づく施設設置状況	290
表9 二酸化硫黄測定結果	291
表10 窒素酸化物測定結果	292
表11 光化学オキシダント測定結果	294
表12 一酸化炭素測定結果（非分散型赤外分析法）	294
表13 非メタン炭化水素測定結果	295
表14 メタン及び全炭化水素測定結果	295
表15 浮遊粒子状物質測定結果	296
表16 降下ばいじん経年変化（デボジットゲージ法）	297
表17 道路粉じん（3月）経年変化（ダストジャー法）	298
表18 弗素化合物経年変化（アルカリろ紙法）	298
表19 酸性雨調査結果（年平均値）	299
3 水質汚濁	300
表20 水質汚濁に係る環境基準	300
表21 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況	304
表22 水質調査水域の概要図	308
表23 水質調査水域一覧	309
表24 水浴場水質調査結果	310
表25 水浴場の判定基準	311
表26 公共用水域の底質測定結果	312
表27 青森県八戸工業用水道水質測定結果	313
表28 青森県六ヶ所工業用水道水質測定結果	313

表29 「私たちの名水」一覧	314
表30 県内から選定された「名水百選」(昭和59年度環境省選定)	315
表31 県内から選定された「日本の水浴場55選」(平成9年度環境省選定)	315
表32 県内から選定された「日本の水浴場88選」(平成13年度環境省選定)	315
表33 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数	316
4 土壤汚染	317
表34 土壤汚染に係る環境基準	317
表35 土壤汚染に係る指定基準	318
5 騒音・振動	319
表36 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況	319
表37 県公害防止条例に基づく届出状況	319
表38 騒音に係る環境基準	320
表39 騒音に係る規制基準	321
表40 振動に係る規制基準	322
表41 一般的な騒音の例	323
表42 振動の影響例	324
表43 三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表	325
表44 残したい「日本の音風景100選」(平成8年度環境省認定)	325
6 悪臭	325
表45 6段階臭気強度表示法	325
表46 特定悪臭物質の臭気強度別濃度	326
表47 悪臭規制地域及び規制基準	327
7 地盤沈下	328
表48 青森地区的観測井観測結果(水位・沈下量の年度別累積変動)	328
表49 青森地区的主な水準点の水準測量結果(変位量上位10位)	328
表50 八戸地区的主な水準点の水準測量結果(上位10位)	329
表51 八戸地区的観測井測定結果(水位・沈下量の年度別累積変動)	329

8	化学物質	330
	表52 ダイオキシン類環境基準	330
	表53 ダイオキシン類モニタリング調査結果	331
	表54 環境ホルモン分析結果（水質－夏期）	335
	表55 環境ホルモン分析結果（水質－冬期）	336
	表56 環境ホルモン分析結果（底質）	337
9	その他公害関係	338
	表57 公害防止協定等の締結状況	338
	表58 食品中の残留農薬調査結果	354
	表59 公害防止管理者等選任届出状況	361
10	上水道	362
	表60 水道普及状況	362
	表61 県内水道水源別取水量	362
11	下水道	363
	表62 下水道終末処理場整備状況	363
12	自然保護	364
	表63 自然公園内許可等の推移	364
	表64 自然公園美化対策一覧表	364
	表65 自然公園保護対策一覧表	365
	表66 烏獣保護関係施設一覧	365
	表67 県内鳥獣関係天然記念物	366
13	環境放射線等	367
	表68 原子力施設環境放射線等調査結果	367
	表69 日本原子力研究所むつ事業所周辺地域における放射線調査 結果	370
	表70 環境放射能水準調査結果	371
14	環境行政のあゆみ	376
15	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	382
16	環境用語の解説	390

1 人口・産業等

表1 本県の地域別人口動向

年 地域名	昭和60年	平成2年	(H2/S60) 増減率	平成7年	(H7/H2) 増減率	平成12年	(H12/H7) 増減率
青森地域	334,520人	323,604人	△ 3.3%	327,944人	1.3%	329,161人	0.4%
津軽地域	537,043	520,039	△ 3.2	514,880	△ 1.0	508,064	△ 1.3
南部地域	556,520	548,031	△ 1.5	550,034	0.4	551,137	0.2
下北地域	96,365	91,199	△ 5.4	88,805	△ 2.6	87,366	△ 1.6
計	1,524,448	1,482,873	△ 2.7	1,481,663	△ 0.1	1,475,728	△ 0.4

※ 国勢調査による。

表2 製造品出荷額等の推移

(従業員4人以上の事業所)

区分 年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	総数	平成7年比	総数	平成7年比	総数	平成7年比
					万円	
61	2,550	94.3	69,923	85.7	101,403,257	75.3
62	2,479	91.6	71,818	88.0	100,028,933	74.3
63	2,602	96.2	76,560	93.8	107,394,223	79.8
元	2,590	95.7	79,815	97.8	121,609,525	90.4
2	2,701	99.9	83,110	101.9	127,133,084	94.5
3	2,777	102.7	87,532	107.3	136,258,646	101.2
4	2,752	101.7	85,793	105.1	134,387,523	99.8
5	2,809	103.8	84,940	104.1	133,034,299	98.8
6	2,689	99.4	82,586	101.2	128,524,040	95.5
7	2,705	100.0	81,597	100.0	134,591,670	100.0
8	2,612	96.6	80,594	98.8	140,439,940	104.3
9	2,513	92.9	79,758	97.7	145,896,058	108.4
10	2,615	96.7	78,886	96.7	140,273,177	104.2
11	2,438	90.1	74,911	91.8	134,794,503	100.2
12	2,406	88.9	74,750	91.6	136,875,730	101.7
13	2,221	82.1	68,358	83.8	125,184,316	93.0
14	2,051	75.8	64,995	79.7	119,353,191	88.7
15	2,059	76.1	62,795	77.0	121,082,565	90.0

※ 平成15年は速報値

※ 「青森県の工業」より

表3 農林業の動向

区分		単位	10年	11年	12年	13年	14年	15年
販売農家戸数	戸	64,350	62,990	59,996	58,850	57,730	56,630	
専業農家	"	10,250	9,860	10,451	10,260	10,130	10,080	
第1種兼業	"	17,230	16,860	16,913	16,060	15,240	14,720	
第2種兼業	"	36,880	36,270	32,632	32,540	32,350	31,830	
農家人口	人	290,460	284,930	268,626	262,500	253,160	245,120	
農業就業人口	"	106,490	101,730	109,550	106,890	104,950	102,860	
基幹的農業従事者	"	77,040	74,620	78,261	81,830	79,660	77,390	
耕地面積	ha	164,500	163,900	162,800	161,700	161,000	160,300	
田		"	88,700	88,200	87,600	86,900	86,300	85,900
畑樹園地	普通畑	"	33,000	33,200	33,100	32,900	33,200	33,400
	牧草地	"	25,800	25,600	25,500	25,400	25,200	25,000
農作物作付延べ面積	"	149,600	148,900	147,200	145,800	144,700	—	
耕地利用率	%	90.9	90.8	90.4	90.2	89.9	—	
森林面積	ha	638,419	638,120	637,877	637,569	637,569	638,099	
農業産出額	百万円	280,138	277,620	264,770	257,500	257,000	—	
構成比	米	%	26.0	25.9	24.4	23.4	20.0	—
	果実	"	21.8	21.4	21.6	22.3	21.4	—
	野菜	"	22.7	22.9	22.9	22.3	23.6	—
	畜産	"	22.3	22.8	23.7	24.3	25.9	—
	その他	"	7.2	7.1	7.4	7.7	9.1	—

資料：農林水産統計年報、生産農業所得統計、農林水産省統計部、青森県森林資源統計書

表4 年次別漁業生産量及び金額

区分	年次	総 数	魚 類	貝 類	その他の水産動物	藻 類
漁獲数量 (トントン)	11	357,744	73,332	86,508	192,899	5,005
	12	381,356	58,075	92,228	229,571	1,539
	13	365,702	57,664	94,998	208,689	4,351
	14	327,486	39,122	111,522	170,619	6,220
	15	281,056	43,330	86,649	147,804	3,273
漁獲金額 (百万円)	11	71,419	18,004	12,905	38,580	1,929
	12	67,467	17,015	15,380	34,525	547
	13	58,734	14,503	11,592	31,348	1,291
	14	58,461	12,912	12,562	31,770	1,217
	15	51,812	11,364	10,034	29,432	983

※ 各項目の合計と総数の値については、四捨五入により一致しない事もある。

表5 青森県内の自動車保有台数の推移

年	総 数	登録車両数						小型二輪	軽自動車
		計	貨物車	乗合車	乗用	大型特殊	特種		
12	947,943	621,472	124,601	5,037	461,728	6,872	23,234	8,966	317,505
13	964,617	626,262	121,686	5,012	467,605	7,066	24,893	9,180	329,175
14	978,058	627,676	118,548	4,933	471,714	7,345	25,136	9,271	341,111
15	986,932	625,070	114,820	4,809	473,100	7,497	24,844	9,339	352,523
16	992,287	619,286	111,385	4,725	471,283	7,618	24,275	9,243	363,758

(各年3月31日現在)

2 大 気 汚 染

表6 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）及び二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行ふものとする。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
備考		
1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。		
2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。		
3 光化学オキシダントとは、オゾン、ペーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。		

(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベ ン ゼ ン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考	
1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	
2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

表7 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出施設数

(平成16年3月31日現在)

区分 市町村名		大 気 汚 染 防 止 法				青 森 県 公 害 防 止 条 例			
		ばい煙発生施設		粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
		施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数
市	1 青森市	780	400	76	24	631(266)	381(218)	87	30(6)
	2 弘前市	291	156	39	13	213(99)	140(64)	51	14(5)
	3 八戸市	592	287	419	36	364(179)	209(100)	379	60(28)
	4 黒石市	67	39	91	5	51(23)	33(16)	100	6(3)
	5 五所川原市	72	39	8	7	64(18)	47(31)	10	5(4)
	6 十和田市	144	77	10	5	137(75)	76(34)	20	11(7)
	7 三沢市	126	63	13	6	91(43)	51(22)	11	7(4)
	8 むつ市	115	59	10	8	103(38)	66(47)	18	0(0)
小 計		2,187	1,120	666	104	1,654(741)	1,003(532)	676	133(57)
東津軽郡	9 平内町	39	20	20	1	33(18)	19(9)	5	2(1)
	10 蟹田町	18	13	0	0	9(8)	7(1)	0	0(0)
	11 今別町	0	0	1	1	4(0)	3(3)	0	0(0)
	12 蓬田町	4	4	0	0	1(0)	1(1)	0	0(0)
	13 平館村	2	1	0	0	1(0)	1(1)	0	0(0)
	14 三厩村	12	7	0	0	12(4)	8(5)	2	1(1)
小 計		75	45	21	2	60(30)	39(20)	7	2(1)
西津軽郡	15 鮫ヶ沢町	28	20	8	3	21(12)	17(7)	13	4(2)
	16 木造町	17	9	12	10	14(8)	9(4)	13	3(2)
	17 深浦町	16	13	0	0	15(7)	10(3)	1	1(0)
	18 森田村	16	9	0	0	14(12)	8(1)	1	1(0)
	19 岩崎村	3	3	25	1	6(2)	5(3)	20	2(1)
	20 柏村	6	3	1	1	10(5)	5(3)	0	0(0)
	21 稲垣村	7	4	1	1	8(5)	6(3)	7	3(2)
	22 車力村	8	5	7	7	6(4)	5(1)	9	5(2)
小 計		101	66	54	23	94(55)	65(25)	64	19(9)
中津軽郡	23 岩木町	25	17	11	5	17(4)	12(7)	17	4(2)
	24 相馬村	6	5	70	2	4(3)	4(1)	15	2(0)
	25 西目屋村	9	6	38	2	9(6)	7(2)	9	2(0)
小 計		40	28	119	9	30(13)	23(10)	41	8(2)
南津軽郡	26 藤崎町	19	11	0	0	19(12)	10(3)	0	0(0)
	27 大鰐町	43	25	44	4	23(16)	12(3)	43	4(1)
	28 尾上町	16	12	1	1	15(9)	12(3)	0	0(0)
	29 浪岡町	51	25	9	6	58(31)	32(14)	18	7(2)
	30 平賀町	22	16	33	3	31(10)	18(11)	27	4(3)
	31 常盤村	13	9	4	2	9(2)	4(1)	6	1(0)
	32 田舎館村	5	5	1	1	8(3)	5(2)	0	0(0)
	33 砥ヶ関村	9	6	6	2	6(1)	4(3)	2	1(1)
小 計		178	109	98	19	169(84)	97(40)	96	17(7)

資料編

区分 市町村名		大気汚染防止法				青森県公害防止条例			
		ばい煙発生施設		粉じん発生施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
		施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数	施設数	工場事業場数
北 津 軽 郡	34 板柳町	17	10	0	0	12(6)	9(5)	0	0(0)
	35 金木町	13	9	2	2	8(1)	7(6)	1	1(0)
	36 中里町	9	5	19	2	12(8)	7(3)	10	2(1)
	37 鶴田町	13	7	2	2	22(11)	13(7)	7	3(2)
	38 市浦村	4	4	2	2	5(4)	5(1)	3	2(1)
	39 小泊村	1	1	0	0	4(1)	2(1)	1	1(1)
	小 計	57	36	25	8	63(31)	43(23)	22	8(5)
	40 野辺地町	47	27	2	1	20(10)	14(9)	13	8(7)
	41 七戸町	22	11	6	3	22(6)	13(9)	16	4(2)
上 北 郡	42 百石町	25	12	0	0	20(7)	13(6)	1	1(1)
	43 十和田湖町	44	18	0	0	33(20)	19(8)	0	0(0)
	44 六戸町	27	20	8	6	36(9)	26(13)	28	6(5)
	45 横浜町	13	7	17	4	11(9)	7(2)	11	6(2)
	46 上北町	20	12	0	0	23(10)	13(6)	5	5(5)
	47 東北町	21	12	8	5	9(0)	8(4)	8	6(3)
	48 下田町	31	16	10	3	28(17)	9(1)	6	3(1)
	49 天間林村	19	13	19	2	9(4)	9(4)	18	4(1)
	50 六ヶ所村	92	31	14	11	51(16)	32(21)	3	3(8)
小 計		361	179	84	35	262(108)	163(83)	109	46(35)
下 北 郡	51 川内町	4	3	0	0	8(3)	6(4)	4	1(1)
	52 大畠町	19	12	0	0	17(9)	11(3)	0	0(0)
	53 大間町	11	19	2	2	12(9)	9(2)	3	1(1)
	54 東通村	24	16	10	5	24(19)	16(3)	19	6(2)
	55 風間浦村	2	2	0	0	5(1)	4(3)	0	0(0)
	56 佐井村	3	2	0	0	6(3)	4(2)	2	1(1)
	57 脇野沢村	1	1	3	1	4(1)	4(4)	1	1(1)
	小 計	64	55	15	8	76(45)	54(21)	29	10(6)
	58 三戸町	27	20	5	3	23(10)	17(8)	6	2(0)
三 戸 郡	59 五戸町	44	30	5	5	34(16)	25(11)	22	8(5)
	60 田子町	12	8	11	2	19(7)	11(7)	18	3(1)
	61 名川町	14	9	1	1	19(11)	11(5)	7	3(2)
	62 南部町	16	12	0	0	18(12)	11(3)	1	1(1)
	63 階上町	13	8	1	1	23(6)	14(10)	4	3(2)
	64 福地村	10	5	1	1	11(4)	10(6)	0	0(0)
	65 南郷村	4	3	114	9	8(0)	8(7)	100	9(3)
	66 倉石村	7	5	0	0	12(3)	7(4)	0	0(0)
	67 新郷村	1	1	0	0	2(0)	1(1)	0	0(0)
小 計		148	101	138	22	169(69)	115(62)	158	29(14)
計		3,211	1,739	1,220	230	2,577(1,176)	1,602(816)	1,202	272(136)

(注) 1. 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。

2. 県条例対象施設のみを設置する工場事業場数は、() 書とした。

3. ばい煙関係施設のうち、法と条例の両方の対象となる施設（小型ボイラー）の数は、() 書とした。

表8 電気事業法及びガス事業法に基づく施設設置状況

(平成16年3月31日現在)

区分 市町村名	電 気 事 業 法					ガス事業法 ぱい煙発生施設 ガス発生炉	
	ぱい煙発生施設		一般粉じん発生施設				
	ポイラー	ディーゼル発電機	ガスタンク	鉱物の堆積場	ベルトコンベア		
青森市		82(64)	18(18)			2(1)	
弘前市		29(17)	9(8)			3(1)	
八戸市	10(3)	79(25)	12(9)	1(1)	4(1)	3(1)	
黒石市		7(4)	2(2)				
五所川原市		15(8)					
十和田市		7(6)					
三沢市		10(8)	5(4)				
むつ市		7(7)	1(1)			2(2)	
平内町		3(2)					
三厩村		5(2)					
鰯ヶ沢町		3(3)	1(1)				
木造町		1(1)	2(1)				
深浦村		1(1)					
柏原村		4(1)					
車力村		4(2)					
相馬村		4(1)					
西目屋村		3(3)					
藤崎町		3(2)	1(1)				
大尾鰐町		4(2)					
浪岡町		1(1)					
平賀町		2(1)					
常盤村		1(1)					
田舎館村		2(1)					
碇ヶ関村		2(2)	1(1)				
板柳町		2(2)					
金木町		2(1)	1(1)				
中里町		8(3)	1(1)				
野辺地町		4(3)	1(1)				
百石町		2(1)	1(1)				
十和田湖町		4(4)					
東北町		3(1)					
下田野町		8(1)					
天間林村		1(1)	1(1)				
六ヶ所村		15(7)	1(1)				
大畠通村		1(1)					
五戸子町		4(4)	2(2)				
田子町		3(2)					
名川町		1(1)					
階上町		1(1)					
福地村		3(1)					
計	10(3)	342(200)	61(55)	1(1)	4(1)	10(5)	

注：() 内は、工場・事業場数である。

(平成15年度)

表9 二酸化硫黄測定結果

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	日平均値が0.04ppmを超えた時間数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%の除外値	環境基準の长期的評価による日平均値		環境基準適合状況	
									(日)	(時間)		
八戸市	八戸小学校	365	8,744	0.004	0	0	0	0	0.050	0.012	○	0
	八戸市第二魚市場	361	8,670	0.005	0	0	0	0	0.086	0.011	○	0
	根岸小学校	364	8,726	0.004	0	0	0	0	0.065	0.012	○	0
	桔梗野小学校	366	8,762	0.003	0	0	0	0	0.067	0.007	○	0
	小中野中学校	366	8,700	0.001	0	0	0	0	0.026	0.003	○	0
	青森市堤小学校	366	8,749	0.004	0	0	0	0	0.030	0.008	○	0
弘前市	弘前第一中学校	365	8,699	0.001	0	0	0	0	0.019	0.004	○	0
	むつ市苦生小学校	366	8,730	0.003	0	0	0	0	0.012	0.005	○	0
	六ヶ所村尾駒小学校	366	8,733	0.003	0	0	0	0	0.033	0.006	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値(うち0.04ppmを超えた日数)」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除いた後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表10 塩素酸化物測定結果

測定局区分	市町村	測定期	一酸化塩素 (NO)					二酸化塩素 (NO ₂)					
			測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の年間98%範囲	測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の年間98%範囲	時間値が0.2 ppm を超えた時間数		
											(ppm)	(時間)	
環境	八戸市	八戸小学校	365	8,752	0.009	0.209	0.033	365	8,752	0.011	0.069	0	0
		八戸市第二魚市場	361	8,664	0.012	0.350	0.042	361	8,664	0.012	0.153	0	0
	根岸市	根岸小学校	366	8,756	0.007	0.156	0.028	366	8,754	0.011	0.064	0	0
		桔梗野小学校	366	8,760	0.003	0.073	0.012	366	8,760	0.007	0.060	0	0
		小中野中学校	337	8,023	0.013	0.181	0.034	337	8,023	0.012	0.058	0	0
大気	青森市	堤小学校	366	8,761	0.005	0.132	0.027	366	8,761	0.010	0.065	0	0
		甲田小学校	366	8,662	0.006	0.199	0.031	366	8,662	0.012	0.066	0	0
		新城中央小学校	366	8,696	0.003	0.123	0.013	366	8,696	0.007	0.048	0	0
	弘前市	弘前第一中学校	366	8,685	0.004	0.205	0.022	366	8,685	0.009	0.056	0	0
	五所川原市	五所川原第三中学校	366	8,696	0.002	0.076	0.008	366	8,696	0.006	0.047	0	0
測定局	黒石市	黒石市立黒石小学校	365	8,693	0.002	0.127	0.011	365	8,693	0.008	0.055	0	0
	十和田市	三本木中学校	358	8,513	0.004	0.095	0.015	358	8,513	0.008	0.093	0	0
	三沢市	三沢町内会館	360	8,574	0.002	0.152	0.011	360	8,574	0.008	0.153	0	0
	むつ市	苦生小学校	348	8,252	0.004	0.174	0.018	348	8,252	0.008	0.246	1	0
	六ヶ所村	戸隠小学校	366	8,765	0.000	0.028	0.002	366	8,765	0.001	0.020	0	0
自排局	八戸市	六日町	366	8,746	0.039	0.471	0.091	366	8,746	0.023	0.101	0	0
	青森市	青森県庁	365	8,667	0.024	0.239	0.067	365	8,667	0.021	0.074	0	0
	弘前市	文京小学校	365	8,669	0.014	0.162	0.035	365	8,669	0.014	0.056	0	0
	浪岡町	大栄小学校	366	8,696	0.010	0.184	0.035	366	8,696	0.011	0.062	0	0
	南陽町	南部幼稚園	361	8,585	0.028	0.214	0.072	361	8,585	0.014	0.053	0	0

(注) 1. 「98%値評価による日平均値0.06ppm を超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲に2. 「自排局」とは、自動車排出ガス測定局のことである。(以下同じ)

(平成15年度)

窒素酸化物 (NO+NO ₂)											
1時間値 が 0.1 ppm 以上 0.2 ppm 以下の 時間数と その割合	日平均値 が 0.06 ppm を超えた 日数と その割合	日平均値 が 0.04 ppm 以上 0.06 ppm 以下 の日数と その割合	日平均 値の年 間 98%	98% 値に よる日 平均値 が 0.06 ppm を 超えた 日数	有効 測定 日数	測定 時間	年平 均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の年 間 98%	年平 均値 NO ₂ / (NO+ NO ₂)	
(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(%)
0	0	0	0	0	0	0.031	0	365	8,752	0.019	0.268
3	0	0	0	2	1	0.028	0	361	8,664	0.024	0.503
0	0	0	0	0	0	0.027	0	366	8,754	0.018	0.174
0	0	0	0	0	0	0.020	0	366	8,760	0.010	0.113
0	0	0	0	0	0	0.025	0	337	8,023	0.025	0.222
0	0	0	0	0	0	0.024	0	366	8,761	0.015	0.181
0	0	0	0	0	0	0.026	0	366	8,662	0.018	0.242
0	0	0	0	0	0	0.019	0	366	8,696	0.011	0.158
0	0	0	0	0	0	0.020	0	366	8,685	0.013	0.239
0	0	0	0	0	0	0.017	0	366	8,696	0.008	0.117
0	0	0	0	0	0	0.019	0	365	8,693	0.010	0.164
0	0	0	0	0	0	0.018	0	358	8,513	0.012	0.169
1	0	0	0	0	0	0.018	0	360	8,574	0.010	0.305
2	0	0	0	0	0	0.021	0	348	8,252	0.011	0.420
0	0	0	0	0	0	0.004	0	366	8,765	0.002	0.045
0	0	0	0	0	0	0.008	0	366	8,765	0.004	0.089
2	0	0	0	35	10	0.049	0	366	8,746	0.062	0.562
0	0	0	0	1	0	0.034	0	365	8,667	0.044	0.290
0	0	0	0	0	0	0.023	0	365	8,669	0.028	0.209
0	0	0	0	0	0	0.028	0	366	8,696	0.021	0.220
0	0	0	0	0	0	0.026	0	361	8,585	0.041	0.248
											33.2

あって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

表11 光化学オキシダント測定結果

(平成15年度)

市町村	測定局	昼間	昼間	昼間の 1時間 値の年 平均値	昼間の1時 間値が0.06 ppmを超えた 日数と 時間数	昼間の1時 間値が0.12 ppm以上の日 数と時間数	昼間の 1時間 値の 最高値	昼間の 日最高 1時間 値の年 平均値
		測定 日数	測定 時間	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)
八戸市	八戸小学校	366	5,441	0.030	44	214	0	0.095
	八戸市第二魚市場	358	5,305	0.034	63	298	0	0.089
青森市	堤小学校	346	5,134	0.034	37	189	0	0.096
弘前市	弘前第一中学校	366	5,486	0.027	15	58	0	0.084
むつ市	苦生小学校	364	5,448	0.036	49	267	0	0.095
六ヶ所村	尾駿小学校	334	4,910	0.040	56	351	0	0.095
								0.050

(注) 昼間とは5時から20時までの時間をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

表12 一酸化炭素測定結果（非分散型赤外分析法）

(平成15年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効	測定	年平	8時間値 が20ppm を超えた 回数と その割合	日平均値 が10ppm を超えた 日数と その割合	1時間 値の 最高値	日平均 値の 2%除 外値	日平均 値を10ppm 超えた日 が2日以 上連續 したこと の有無	環境基準 の長期的 評価によ る日平均 値10ppm を超えた日 数	
			測定 日数	測定 時間	均値	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
環境 公 会 議 室	八戸市	八戸小学校	365	8,720	0.3	0	0	0	0	3.4	0.6	○ 0
		八戸市第二魚市場	361	8,679	0.2	0	0	0	0	2.5	0.5	○ 0
自	八戸市	六日町	360	8,634	0.9	0	0	0	0	4.1	1.5	○ 0
排	青森市	青森県庁	355	8,563	0.7	0	0	0	0	3.2	1.3	○ 0
局	弘前市	文京小学校	366	8,751	0.6	0	0	0	0	3.7	1.7	○ 0
	浪岡町	大栄小学校	366	8,720	0.3	0	0	0	0	1.3	0.5	○ 0
	南部町	南部幼稚園	350	8,430	0.3	0	0	0	0	1.7	0.5	○ 0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連續した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

表13 非メタン炭化水素測定結果

(平成15年度)

測定局区分	市町村	測定局	測定時間	年	平	6~9時	6~9時	6~9時	6~9時	6~9時	
				における年	時における年	時測定	3時間	平均値	3時間	平均値	
				平均値	平均値	日数	平均値	最高値	最低値	日数とその割合	
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)	(日) (%)	
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	8,455	0.20	0.20	355	0.69	0.05	145	40.8	34 9.6
		八戸市第二魚市場	8,605	0.16	0.19	361	1.07	0.02	116	32.1	47 13.0
	六ヶ所村	尾小駒学校	8,403	0.08	0.08	366	0.30	0.03	6	1.6	0 0
自排局	八戸市	六日町	8,730	0.32	0.24	366	0.77	0.04	192	52.5	86 23.5
	青森市	青森県庁	8,642	0.41	0.43	362	1.23	0.18	359	99.2	303 83.7
	弘前市	文京小学校	8,386	0.25	0.29	351	0.81	0.13	272	77.5	99 28.2
	浪岡町	大栄小学校	8,666	0.09	0.11	366	0.38	0.02	14	3.8	3 0.8
	南部町	南部幼稚園	7,800	0.09	0.10	320	0.20	0.02	0	0	0 0

表14 メタン及び全炭化水素測定結果

(平成15年度)

測定局区分	市町村	測定局	メタノン					全炭化水素					
			測定時間	年	平	6~9時	6~9時	6~9時	測定年	平	6~9時	6~9時	
				における年	時における年	時測定	3時間	平均値	における年	時	平均値	時測定	
			(時間)	平均値	平均値	日数	最高値	最低値	時	平均値	日数	最高値	
環境大気測定局	八戸市	八戸小学校	8,457	1.86	1.87	355	2.27	1.33	8,455	2.06	2.08	355	2.66 1.49
		八戸市第二魚市場	8,605	1.90	1.92	361	2.23	1.67	8,605	2.06	2.10	361	3.18 1.81
	六ヶ所村	尾小駒学校	8,403	1.82	1.82	366	1.98	1.74	8,403	1.90	1.90	366	2.15 1.80
自排局	八戸市	六日町	8,730	1.89	1.89	366	2.16	1.80	8,730	2.21	2.14	366	2.76 1.89
		青森県庁	8,646	1.91	1.92	362	2.18	1.81	8,642	2.32	2.35	362	3.09 2.05
	弘前市	文京小学校	8,320	1.88	1.89	349	2.21	1.78	8,320	2.13	2.18	349	3.02 1.96
	浪岡町	大栄小学校	8,665	1.87	1.88	366	2.11	1.79	8,665	1.96	1.98	366	2.29 1.81
	南部町	南部幼稚園	7,791	1.87	1.88	319	2.15	1.77	7,790	1.96	1.99	319	2.33 1.83

表15 浮遊粒子状物質測定結果

(平成15年度)

測定局区分	市町村	測定局	有効	測定	年 平	1時間	日平均	1時間	日平均	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	測定方法	
			測定	日数	時間	値が0.20mg/m ³ を超えた	値が0.10mg/m ³ を超えた	値の2%除	値が0.10mg/m ³ を超えた			
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有X・無○)	(日)	
環境市	八戸市	八戸小学校	365	8,762	0.024	0	0	0.159	0.059	○	0	β線法
		八戸市第二魚市場	361	8,665	0.021	0	0	0.163	0.053	○	0	"
	根岸市	根岸小学校	360	8,696	0.020	0	0	0.166	0.056	○	0	"
		桔梗野小学校	66	8,762	0.019	0	0	0.195	0.055	○	0	"
		小中野中学校	356	8,623	0.022	5	0	0.402	0.050	○	0	"
大気測定局	青森市	堤小学校	366	8,744	0.011	0	0	0.152	0.031	○	0	"
		甲田小学校	338	8,284	0.019	1	0	0.213	0.047	○	0	"
	弘前市	新城中央小学校	366	8,764	0.025	0	0	0.130	0.049	○	0	"
		弘前第一中学校	360	8,678	0.020	1	0	0.232	0.049	○	0	"
		五所川原第三中学校	366	8,770	0.024	3	0	0.310	0.051	○	0	"
局	黒石市	黒石ボカルイン黒石	322	7,823	0.021	2	0	0.214	0.045	○	0	"
		三本木中学校	366	8,771	0.020	2	0	0.213	0.053	○	0	"
	三沢市	岡三沢町内会館	366	8,762	0.019	1	0	0.232	0.053	○	0	"
		苦生小学校	359	8,623	0.016	1	0	0.231	0.043	○	0	"
		戸鎖小学校	365	8,740	0.014	1	0	0.315	0.040	○	0	"
自排局	八戸市	六日町	366	8,771	0.026	0	0	0.142	0.062	○	0	"
		青森県庁	366	8,761	0.019	1	0	0.242	0.045	○	0	"
	弘前市	文京小学校	366	8,763	0.021	3	0	0.278	0.051	○	0	"
		大栄小学校	366	8,774	0.037	1	0	0.204	0.059	○	0	"
		南部幼稚園	366	8,770	0.023	0	0	0.198	0.056	○	0	"

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

表16 降下ばいじん経年変化（デポジットゲージ法）

(単位: t / km² / 月)

市町村	測定地点	年平均値					15年度月間値 (最高～最低)
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
青森市	青森市役所	3.1	3.9	3.2	4.1	3.2	6.3～1.2
	青森工業高校	(1.9)	—	—	—	—	—
弘前市	弘前市役所	2.7	3.7	2.9	4.1	2.8	5.8～0.5
	東北女子大	2.3	—	—	—	—	—
八戸市	八戸小学校	3.3	3.4	3.3	3.6	1.9	4.5～0.8
	旭ヶ丘小学校	2.4	—	—	—	—	—
	第二千葉幼稚園	3.6	3.4	3.6	4.6	3.3	6.2～1.6
	八戸市第二魚市場	4.0	3.7	3.9	4.0	2.9	4.7～1.7
	※新産都市会館	5.6	5.0	4.3	4.5	3.3	6.6～1.3
	桔梗野小学校	2.9	—	—	—	—	—
黒石市	黒石市役所	2.6	4.0	3.6	3.9	2.8	8.8～1.3
五所川原市	五所川原市民文化会館	3.8	4.8	4.0	4.3	3.9	7.0～0.9
十和田市	みちのく銀行十和田支店	2.4	3.0	2.9	3.1	2.5	5.3～1.0
三沢市	三沢市役所	2.2	2.6	2.9	3.7	1.9	3.6～0.7
むつ市	むつ商工会議所	3.1	3.4	3.5	5.2	3.8	10.6～1.2
六ヶ所村	尾駿小学校	3.7	4.6	5.2	5.7	4.4	8.4～1.5

(注) 1. () 内は、欠測が4か月以上のもの。

2. ※は、工業専用地域である。

表17 道路粉じん（3月）経年変化（ダストジャー法）

(単位：t/km³/月)

市町村	測定地點	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
青森市	市役所前	16.2	13.5	10.8	4.3	12.4
弘前市	警察署前	13.5	9.3	13.8	5.7	17.5
八戸市	みちのく銀行類家支店前 八日町	9.8 10.6	10.7 —	7.9 —	4.8 —	16.2 —
黒石市	市役所前	11.7	6.9	21.7	5.1	12.8
五所川原市	西北病院前	欠測	6.8	9.1	3.0	11.6
十和田市	ナナオ家具店前	16.1	18.0	11.5	1.6	10.8
三沢市	市役所前	6.0	12.1	9.0	2.5	6.6
むつ市	合同庁舎前	9.5	7.1	12.0	3.7	8.7

表18 弗素化合物経年変化（アルカリろ紙法）

(単位：F μg/100cm³/日)

市町村	測定地點	年平均値					15年度 月間値 (最高～最低)
		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
八戸市	八戸市第二魚市場	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3～<0.1
	八戸環境クリーンセンター	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3～<0.1
	東部終末処理場	0.3	0.5	0.4	0.5	0.7	1.6～<0.1

(注) N.Dは0.1未満。

表19 酸性雨調査結果（年平均値）

(平成15年度)

項目	調査地点	青森市	岩崎村	名川町
		県青年の家	岩崎村エコミュージアムセンター	名川配水池
降水量	(mm)	1,233	1,532	634
pH		4.7	4.7	5.0
電気伝導度	($\mu\text{ S}/\text{cm}$)	31.4	39.5	16.0
SO_4^{2-}	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	2.44	2.85	1.52
NO_3^-	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	1.14	1.10	1.02
Cl^-	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	5.36	7.11	1.10
NH_4^+	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	0.31	0.34	0.56
Ca^{2+}	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	0.31	0.35	0.21
Ng^{2+}	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	0.38	0.51	0.08
K^+	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	0.21	0.22	0.22
Na^+	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	2.89	3.79	0.60
nss SO_4^{2-}	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	1.71	1.90	1.37
nss Ca^{2+}	($\mu\text{ g}/\text{ml}$)	0.20	0.21	0.19

注1 降水量は年度の合計。

注2 nss SO_4^{2-} 、nss Ca^{2+} は、非海塞性の SO_4^{2-} 又は Ca^{2+} である。

3 水 質 汚 濁

表20 水質汚濁に係る環境基準

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	
カドミウム	0.01	mg／ℓ 以下
全シアン		検出されないこと。
鉛	0.01	mg／ℓ 以下
六価クロム	0.05	mg／ℓ 以下
砒素	0.01	mg／ℓ 以下
総水銀	0.0005	mg／ℓ 以下
アルキル水銀		検出されないこと。
P C B		検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02	mg／ℓ 以下
四塩化炭素	0.002	mg／ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004	mg／ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02	mg／ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	mg／ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	mg／ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	mg／ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03	mg／ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01	mg／ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	mg／ℓ 以下
チウラム	0.006	mg／ℓ 以下
シマジン	0.003	mg／ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02	mg／ℓ 以下
ベンゼン	0.01	mg／ℓ 以下
セレン	0.01	mg／ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg／ℓ 以下
ふつ素（海域は除く）	0.8	mg／ℓ 以下
ほう素（〃）	1	mg／ℓ 以下

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 (SS)	溶 酸 素 量 (DO)	大 脇 菌 群 数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるものの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/ℓ 以上	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値
		全 亜 鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 要 求 素 量 (C O D)	浮 質 遊 物 量 (S S)	溶 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 群 数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg / ℓ 以下	1 mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	50 M P N / 100ml 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以下	7.5mg / ℓ 以上	1,000 M P N / 100ml 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg / ℓ 以下	15mg / ℓ 以下	5 mg / ℓ 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg / ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg / ℓ 以上	—

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg / ℓ 以下	0.005mg / ℓ 以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg / ℓ 以下	0.01mg / ℓ 以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg / ℓ 以下	0.03mg / ℓ 以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg / ℓ 以下	0.05mg / ℓ 以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg / ℓ 以下	0.1mg / ℓ 以下

ウ（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	
		全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的の低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg / ℓ 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg / ℓ 以下	

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶解酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるものの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるものの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種 及びのIV欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	

表21 生活環境に係る環境基準の水域類型の指定状況

(1) pH、BOD (COD) 等

水 域	該当類型	達成期間	備 考
新井田川上流（長館橋より上流）	A	イ	
新井田川下流（長館橋より下流）	B	ハ	
馬淵川上流（櫛引橋より上流）	A	イ	
馬淵川下流（櫛引橋より下流）	B	ロ	
五戸川上流（戌橋より上流）	A	イ	
五戸川下流（戌橋より下流）	B	イ	
相坂川上流（鳶川合流点より上流）	AA	イ	
相坂川中流（鳶川合流点から幸運橋まで）	A	イ	新井田川河口水域 (昭和46年5月25日 閣議決定)
相坂川下流（幸運橋より下流）	B	イ	
工業港(1)	海域C	ロ	
工業港(2)	海域C	ロ	
工業港(3)	海域C	ロ	
河口海域（甲）	海域B	ロ	
河口海域（乙）	海域B	ロ	
河口海域（丙）	海域A	イ	
十和田湖	湖沼AA	イ	
岩木川上流（神田橋から上流）	A	ロ	
岩木川下流（神田橋から下流）	B	ロ	
平川（全域）	A	ロ	
浅瀬石川上流（滝ノ股川合流点から上流）	AA	イ	
浅瀬石川下流*	A	ロ	岩木川水域 (昭和47年6月13日 青森県告示第451号、 平成8年2月21日青 森県告示第106号)
（滝ノ股川合流点から下流であって、浅瀬石川ダム貯水池 に係る部分を除いたもの）			
浅瀬石川ダム貯水池（全域）*	湖沼A	イ	
山田川（全域）	A	イ	
大秋川（全域）	A	イ	
大落前川（全域）	A	イ	
虹貝川（全域）	A	イ	
飯詰川（全域）	A	イ	

水 域	該当類型	達成期間	備 考
中村川（全域）*	A	イ	
赤石川（全域）	A	イ	
追良瀬川（全域）*	A	イ	日本海岸水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号)
吾妻川（全域）	A	イ	
笹内川（全域）	A	イ	
深浦港	海域B	イ	
日本海岸地先海域	海域A	イ	
今別川（全域）*	A	イ	津軽半島北側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号)
長川（全域）	A	イ	
津軽半島北側海域	海域A	イ	
蟹田川（全域）*	A	イ	
高石川（全域）	A	イ	
新城川（全域）	B	ロ	
沖館川（全域及び支川）*	C	ロ	
堤川上流（横内川合流点から上流）	A	イ	
堤川下流（横内川合流点から下流）	B	ロ	陸奥湾西側水域 (昭和48年5月15日 青森県告示第361号、 平成2年4月2日青 森県告示第233号、 平成11年3月15日青 森県告示第162号)
横内川上流（水源池取水口から上流）	AA	イ	
横内川下流（水源池取水口から下流）	A	イ	
駒込川上流（駒込川頭首工から上流）	A	イ	
駒込川下流（駒込川頭首工から下流）	B	ロ	
野内川（全域）	A	イ	
陸奥湾(1)	海域C	イ	
陸奥湾(2)	海域C	イ	
陸奥湾(3)	海域B	イ	
陸奥湾(4)	海域A	イ	
小湊川（全域）	A	イ	
野辺地川上流（清水目橋より上流）	A	イ	
野辺地川下流（清水目橋より下流）	B	ロ	

水 域	該当類型	達成期間	備 考
田名部川上流（荷橋より上流）	A	イ	
田名部川下流（荷橋より下流）	B	ロ	
川内川上流（湯ノ川合流点より上流）	A	イ	
川内川下流（湯ノ川合流点より下流）	A	ロ	
宇曾利川（全域）*	A	イ	
永下川（全域）*	A	イ	陸奥湾東側水域 (昭和49年4月27日 青森県告示第291号、 平成2年4月2日青 森県告示第234号)
小荒川上流（中荒川1号橋より上流）	A	イ	
小荒川下流（中荒川1号橋より下流）	B	イ	
小湊港	海域B	イ	
野辺地港	海域B	イ	
大湊港(1)	海域C	イ	
大湊港(2)	海域B	イ	
川内港	海域B	イ	
陸奥湾東側海域	海域A	イ	
(八戸市、階上町地先水域) 燕島北端(八戸市大字鮫町字鮫57番地)から方位 角0度に引いた線及び青森県と岩手県の境界であ る陸岸の地点(三戸郡階上町大字道仏字廿一2番 1号)から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 (昭和51年2月3日 青森県告示第83号)
土場川（全域）	A	イ	
七戸川（七戸川全域及び支派川）	A	イ	
砂土路川（全域）*	A	イ	
姉沼川（全域）	B	イ	東通り水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号、 平成2年4月2日青 森県告示第235号、 平成11年3月15日青 森県告示第163号)
古間木川（全域）*	B	ロ	
小川原湖（小川原湖全域及び高瀬川）	湖沼A	ロ	
東通り海域	海域A	イ	
むつ小川原港(1)	海域C	イ	
むつ小川原港(2)	海域C	イ	
むつ小川原港(3)	海域B	イ	

水 域	該当類型	達成期間	備 考
大畠川（全域） 下北半島北側海域 尻屋岬港	A	イ	下北半島北側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
	海域A	イ	
	海域B	イ	
奥戸川（全域） 古佐井川（全域） 下北半島西側海域 大間港	A	イ	下北半島西側水域 (昭和55年3月25日 青森県告示第276号)
	A	イ	
	海域A	イ	
	海域B	イ	

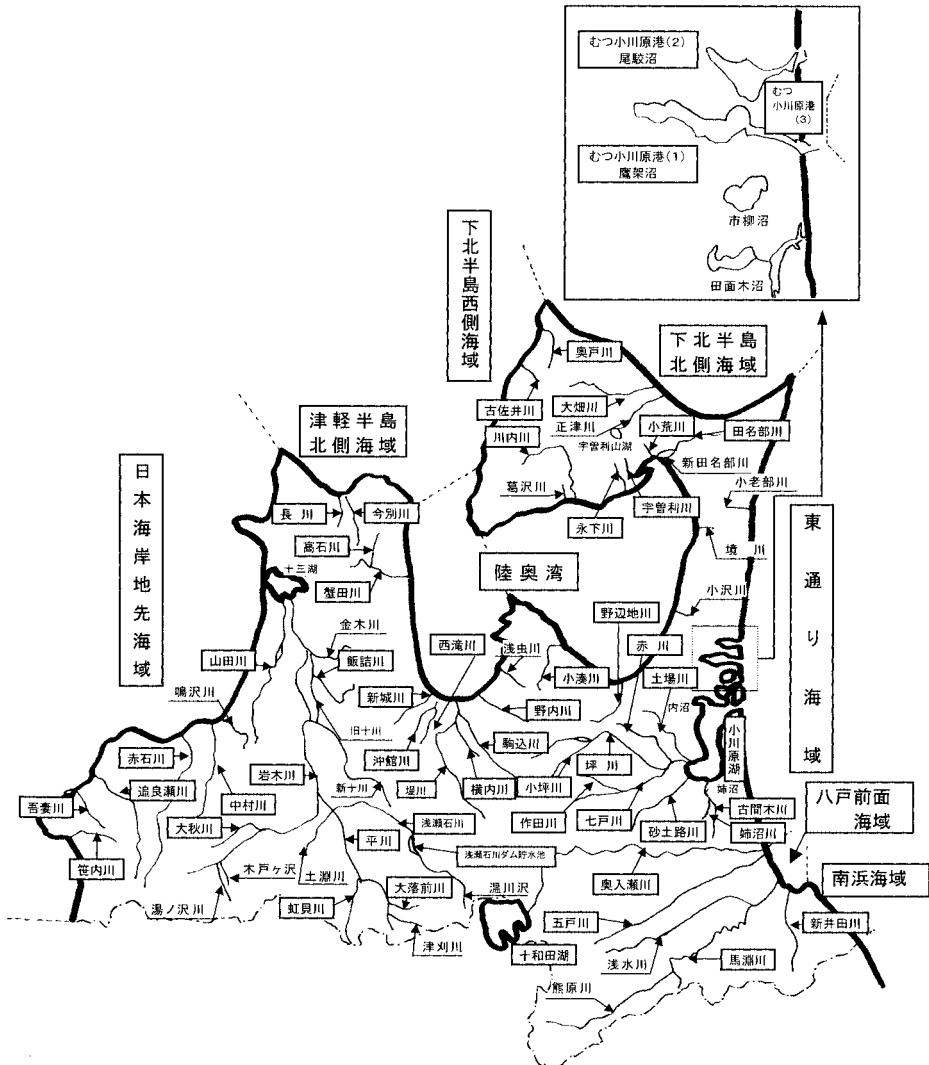
水 域	該当類型	達成期間	備 考
陸奥湾（焼山崎と平館灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）	海域 I	イ	陸奥湾水域 (平成9年4月21日 青森県告示第294号)

(注) 1. 該当類型の欄中、「湖沼」又は「海域」の表示のあるものは生活環境に係る環境基準の「湖沼」又は「海域」の表の類型を、「湖沼」又は「海域」の表示のないものは同表の河川の表の類型を示す。

2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成。
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

3. 備考欄は、当該水域に係る指定水域の名称及び指定年月日等である。
4. 堤川及び駒込川の「pH」に係る項目については、基準値を適用しない。
5. 水域欄の＊は平成2年4月2日付け青森県告示第233～235号、平成8年2月21日付け青森県告示第106号、平成11年3月15日付け青森県告示第162、163号により一部改正があった水域であることを示す。
6. 相坂川の河川法上の名称は奥入瀬川である。



※名称が、□で囲まれたものは、環境基準類型指定がなされている。

	水 域 名		水 域 名		水 域 名
1	笥 内 川	28	沖 館 川	55	赤 土 川
2	吾 妻 川	29	堤 内 川	56	砂 路 川
3	追 良 瀬 川	30	横 内 川	57	姉 沼 川
4	赤 石 川	31	駒 达 川	58	古 間 木 川
5	中 村 川	32	野 内 川	59	相 坂 川
6	鳴 沢 川	33	浅 虫 川	(奥 入 瀬 川)	
7	岩 木 川	34	小 湊 川	60	五 戸 川
8	湯 ノ 沢 川	35	野 迂 地 川	61	馬 淵 川
9	木 戸 ケ 沢	36	小 沢 川	62	熊 原 川
10	大 秋 川	37	境 川	63	浅 水 川
11	平 川	38	田 名 部 川	64	新 井 田 川
12	津 刈 川	39	新 田 名 部 川	65	市 柳 沼
13	大 落 前 川	40	小 荒 川	66	田 面 木 沼
14	虹 貝 川	41	宇 曽 利 川	67	小 川 原 湖
15	土 淵 川	42	永 下 川	68	内 沼
16	浅 瀬 石 川	43	川 内 川	69	姉 沼
17	温 川	44	葛 沢 川	70	十 和 田 湖
18	新 十 川	45	古 佐 井 川	71	浅瀬石川ダム貯水池
19	旧 十 川	46	奥 戸 川	72	日本海岸地先海域
20	飯 詰 川	47	大 畑 川	73	津軽半島北側海域
21	金 木 川	48	正 津 川	74	陸 奥 湾
22	山 田 川	49	小 老 部 川	75	下北半島西側海域
23	長 別 川	50	七 戸 川	76	下北半島北側海域
24	今 別 川	51	作 田 川	77	東 通 り 海 域
25	蟹 田 川	52	坪 坪 川	78	八 戸 前 面 海 域
26	高 石 川	53	小 坪 場 川	79	南 浜 海 域
27	新 城 川	54	土 場 川		

調査項目 海(湖) 水浴場名 (市町村)	ふん便性 大腸菌群 数 (個/100ml)		COD (mg/l)		pH		透明度 (m)	油膜 の有無	O-157	判定
	最小値~ 最大値	平均値	最小値~ 最大値	平均値	最小	最大				
合浦(青森市)	開設前	<2 ~ 2	<2	1.8 ~ 3	2.5	7.9	8.1	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	<2 ~ 4	<2	1.1 ~ 2	1.6	7.5	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
鰯ヶ沢(鰯ヶ沢町)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.2 ~ 2.8	2.0	8.1	8.1	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 4	<2	1.1 ~ 1.8	1.5	8.2	8.2	全透	なし	不検出 水質AA
十符ヶ浦(野辺地町)	開設前	<2 ~ 22	5	1.3 ~ 2.5	2.0	8.0	8.2	全透	なし	不検出 水質A
	開設中	<2 ~ 6	<2	1.1 ~ 1.3	1.2	8.1	8.2	全透	なし	不検出 水質AA
小川原湖(三沢市)	開設前	<2 ~ 4	<2	3.5 ~ 4.0	3.7	7.9	8.2	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	<2 ~ 2	<2	2.7 ~ 3.1	3.0	7.4	7.9	全透	なし	不検出 水質AA
白浜(八戸市)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.6 ~ 2.2	1.9	8.1	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 2	<2	1.6 ~ 2.2	1.9	8.1	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
椿山(平内町)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.1 ~ 2.0	1.6	8.1	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 4	<2	1.2 ~ 1.9	1.5	8.1	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
観瀬山公園(蟹田町)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.2 ~ 2.9	2.1	8.1	8.5	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.1 ~ 1.8	1.5	8.2	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
玉松(蓬田村)	開設前	<2 ~ <2	<2	2.8 ~ 4.6	3.5	8.0	8.3	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	<2 ~ 12	4	1.6 ~ 2.9	2.0	8.2	8.3	全透	なし	不検出 水質A
平舎(平舎村)	開設前	<2 ~ 4	<2	1.0 ~ 1.9	1.6	8.0	8.1	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 34	5	1.0 ~ 1.5	1.4	8.1	8.2	全透	なし	不検出 水質A
出来島(木造町)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.1 ~ 1.8	1.5	8.1	8.1	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.2 ~ 1.7	1.5	8.2	8.2	全透	なし	不検出 水質AA
岡崎海岸(深浦町)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.3 ~ 2.0	1.7	8.1	8.5	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 4	<2	1.1 ~ 1.4	1.4	8.1	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
千畳敷海岸(深浦町)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.2 ~ 1.9	1.6	8.2	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.0 ~ 1.3	1.2	8.3	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
風合瀬海岸(深浦町)	開設前	<2 ~ 6	<2	1.4 ~ 2.1	1.9	8.2	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 8	<2	1.1 ~ 1.7	1.5	8.1	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
森山海岸(岩崎村)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.5 ~ 2.2	1.9	8.1	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.1 ~ 1.5	1.3	8.2	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
大間越海岸(岩崎村)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.5 ~ 2.1	1.9	8.2	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.1 ~ 2.5	1.6	8.3	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
脇元(市浦村)	開設前	<2 ~ <2	<2	1.7 ~ 2.1	1.9	8.2	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.2 ~ 1.6	1.5	8.2	8.4	全透	なし	不検出 水質AA
新設鰯ヶ沢(鰯ヶ沢町)	開設前	<2 ~ 2	<2	1.3 ~ 2.4	1.8	8.0	8.2	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 16	4	1.1 ~ 1.6	1.3	8.2	8.2	全透	なし	不検出 水質A
砂浜海岸(横浜町)	開設前	<2 ~ 14	5	1.6 ~ 4.6	2.5	8.0	8.1	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	<2 ~ 52	9	1.2 ~ 2.1	1.7	8.0	8.2	全透	なし	不検出 水質A
浜台(東北町)	開設前	<2 ~ <2	<2	2.9 ~ 3.4	3.2	7.5	7.9	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	2 ~ 48	19	3 ~ 3.6	3.4	7.8	8.4	全透	なし	不検出 水質B
蕪島(八戸市)	開設前	閉鎖中								
	開設中									
小川原湖(上北町)	開設前	<2 ~ 12	5	3.6 ~ 5.0	4.4	7.5	8.8	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	2 ~ 140	27	3.5 ~ 3.8	3.7	8.1	8.6	全透	なし	不検出 水質B
サセツビーチ(青森市)	開設前	<2 ~ <2	<2	2.3 ~ 3.5	2.8	8.1	8.5	全透	なし	不検出 水質B
	開設中	<2 ~ 2	<2	1.0 ~ 2.0	1.7	8.2	8.3	全透	なし	不検出 水質AA
三沢ビーチ(三沢市)	開設前	<2 ~ 2	<2	1.4 ~ 2.6	1.8	8.0	8.2	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ 4	<2	1.1 ~ 1.6	1.4	8.1	8.1	全透	なし	不検出 水質AA
折腰内(小泊村)	開設前	<2 ~ 2	<2	1.5 ~ 1.7	1.7	8.1	8.2	全透	なし	不検出 水質AA
	開設中	<2 ~ <2	<2	1.1 ~ 1.3	1.2	8.2	8.2	全透	なし	不検出 水質AA

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質A A	不検出 (検出限界2個／100ml)	油膜が認められない	2 mg／ℓ 以下 (湖沼は3 mg／ℓ 以下)	全透 (1 m以上)
	水質A	100個／100ml以下	油膜が認められない	2 mg／ℓ 以下 (湖沼は3 mg／ℓ 以下)	全透 (1 m以上)
可	水質B	400個／100ml以下	當時は油膜が認められない	5 mg／ℓ 以下	1 m未満 ～50cm以上
	水質C	1,000個／100ml以下	當時は油膜が認められない	8 mg／ℓ 以下	1 m未満 ～50cm以上
不適		1,000個／100mlを超えるもの	當時油膜が認められる	8 mg／ℓ 超	50cm未満

(注) • 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 • 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

表26 公共用水域の底質測定結果

(平成15年度)

水 域 名	測 定 地 点	探 取 年 月 日	外 觀	健 康 項 目										特 殊 項 目			
				C O D (mg/g)	I · L (%)	Cd (mg/kg)	Pb (mg/kg)	As (mg/kg)	T - Hg (mg/kg)	P C B (mg/kg)	Cu (mg/kg)	Zn (mg/kg)	T - Cr (mg/kg)	T - S (mg/g)	T - N (mg/g)	T - P (mg/g)	
沖 館 川	沖 館 橋	H15.8.1	砂泥	28	7.0	0.20	14	16	0.06	<0.01	33	200	31	0.7	1.8	1.5	
堤 川	石 森 橋	H15.8.1	泥	69	17	0.20	18	67	0.20	<0.01	37	150	49	1.1	4.0	2.2	
田 名 部 川	下 北 橋	H15.7.9	砂泥	4.6	3.0	<0.1	10	16	0.040	<0.01	18	70	18	0.37	0.41	0.34	
馬 諏 川	大 橋	H15.7.2	砂泥	5.5	3.0	<0.1	3.0	2.0	0.030	<0.01	8.0	65	36	0.030	0.58	0.47	
新 井 田 川	湊 橋	H15.7.3	泥	14	6.6	0.15	18	5.8	0.036	<0.01	38	110	62	0.16	1.2	0.62	
市 市 柳 中	中央	H15.8.19	砂泥	56	17	<0.1	15	6.2	0.06	<0.01	13	60	39	0.11	7.5	0.49	
田 面 木 沼 中	中央	H15.8.19	砂泥	64	18	0.40	22	10	0.11	<0.01	19	79	31	0.45	8.8	0.97	
内 姉 中	沼 中	H15.8.19	砂泥	64	20	3.3	21	11.0	0.14	<0.01	36	140	26	2.1	9.7	1.5	
十 和 田 湖	St. 1 休 房 前 面	H15.7.8	泥	43	8.0	4.7	98	18	0.43	<0.01	53	670	16	0.42	3.0	0.41	
St. 9 子 ノ 口 前 面	H15.7.8	泥	41	8.0	5.5	340	32	0.53	<0.01	190	1000	25	0.052	2.8	1.9		
St. 1 青森港(西)	H15.8.31	微砂泥	8.6	3.0	<0.1	6.0	4.0	0.02	<0.01	12	55	30	0.22	0.42	0.20		
St. 2 青森港(東)	H15.8.31	泥	27	8.0	0.60	48	13	0.18	<0.01	63	160	35	0.54	1.3	0.63		
陸 奥 湾	St. 3 堀川1km沖	H15.8.31	腐泥	77	14	0.50	30	30	0.20	<0.01	52	150	54	5.3	3.2	1.9	
St. 10 野 辺 地 港	H15.8.31	砂	2.9	1.0	<0.1	4.0	7.0	0.01	<0.01	4.0	29	11	0.16	0.20	0.19		
St. 14 大湊湊(岩崎)	H15.8.31	泥	34	8.0	0.20	13	13	0.46	<0.01	24	100	28	0.46	1.5	0.34		
St. 15 大 湊 港 (H名部川河口)	H15.8.31	泥	34	10	0.10	15	14	0.22	<0.01	28	120	48	0.42	2.2	0.60		
むづ小川原港(1)	鷺 沼 3	H15.8.19	砂泥	45	16	0.70	14	12	0.080	<0.01	16	86	32	0.62	5.9	0.45	
むづ小川原港(2)	尾 豪 沼 2	H15.8.19	砂泥	15	9.0	1.9	10	9.6	0.040	<0.01	17	62	39	0.31	2.8	0.29	
八 戸 前 面 域	St. 1 第一工業港	H15.8.8	腐砂	15	11	3.4	19	9.8	0.082	<0.01	77	136	89	0.10	1.9	1.0	
	St. 2 第二工業港	H15.8.8	腐砂	14	9.6	2.5	184	27	5.5	0.11	676	741	221	0.47	1.8	0.70	
St. 6 第三工業港	H15.8.8	砂	0.74	2.0	0.19	5.2	4.6	0.025	<0.01	21	71	42	0.0074	0.10	0.19		
St. 7 第二工業港	H15.8.8	泥	11	7.5	2.4	30	11	0.079	<0.01	39	118	56	0.95	1.1	0.47		
St. 8 第二工業港	H15.8.8	泥	13	7.9	3.2	81	15	0.13	<0.01	63	184	73	0.22	1.5	0.61		

表27 青森県八戸工業用水道水質測定結果

(平成15年度)

月	気温 (°C)	水温 (°C)	濁度 (度)	pH	酸消費量 (mg/ℓ)	全硬度 (mg/ℓ)	塩化物イオン (mg/ℓ)	鉄 (mg/ℓ)	全蒸発残留物 (mg/ℓ)
4	9.7	8.2	43	7.1	24	37	8	0.44	150
5	14.5	15.0	15	7.1	22	27	10	0.77	120
6	17.1	18.9	13	6.9	38	45	14	0.50	120
7	17.4	18.3	25	6.9	44	56	13	1.10	170
8	21.2	20.0	33	7.0	45	53	16	0.78	130
9	18.4	16.8	28	7.2	38	46	10	1.10	150
10	12.6	12.3	14	7.1	39	56	19	0.88	170
11	7.9	8.0	13	7.4	40	25	16	0.39	150
12	3.3	4.5	19	7.7	35	46	9	0.64	100
1	-0.5	1.3	14	7.4	35	45	18	0.43	140
2	1.3	2.4	21	7.4	37	48	21	0.70	160
3	3.3	4.4	30	7.1	33	41	16	0.75	150

(注) 1. 気温・水温・濁度・pH…月平均
2. その他の項目……………月1回測定

表28 青森県六ヶ所工業用水道水質測定結果

(平成15年度)

月	気温 (°C)	水温 (°C)	濁度 (度)	pH	酸消費量 (mg/ℓ)	全硬度 (mg/ℓ)	塩化物イオン (mg/ℓ)	鉄 (mg/ℓ)	全蒸発残留物 (mg/ℓ)
4	8.3	10.6	0.3	7.2	35	45	39	0.1未満	170
5	12.0	11.0	0.1	7.2	34	52	37	0.1未満	180
6	15.1	11.4	0.1	7.2	34	55	38	0.1未満	150
7	15.5	11.5	0.1	7.2	35	66	35	0.1未満	150
8	19.9	12.0	0.1	7.2	35	62	38	0.1未満	170
9	18.1	11.7	0.1	7.2	35	59	35	0.1未満	190
10	12.7	11.1	0.1	7.2	35	67	37	0.1未満	190
11	7.9	10.7	0.1	7.3	35	59	38	0.1未満	170
12	3.2	10.2	0.2	7.2	35	63	33	0.1未満	110
1	-0.5	9.9	0.1	7.2	34	59	34	0.1未満	160
2	0.5	9.8	0.1	7.1	34	58	38	0.1未満	160
3	2.5	10.1	0.2	7.1	34	56	37	0.1未満	160

(注) 1. 気温・水温・濁度・pH…月平均
2. その他の項目……………月1回測定

表29 「私たちの名水」一覧

昭和 60 年度			昭和 61 年度		
1 横内川 (水源地上流部)	よこ うち がわ (青森市)河川水		11 御茶水 あつめないひやみず (弘前市)湧水	お ちやの みず (弘前市)湧水	
2 安田水天宮	やす た すい 天 ぐう (　)湧水		12 厚自内の寒水 ぬまぶくろの みず (黒石市) "	あつめないひやみず (黒石市) "	
3 御膳水	ごぜん すい (弘前市) "		13 沼袋の水 しらうえのゆうすい (十和田市) "	ぬまぶくろの みず (十和田市) "	
4 小田内沼湧水	おだないぬまゆうすい (三沢市) "		14 白上の湧水 おちうどさとのみず (　) "	しらうえのゆうすい (　) "	
5 神明宮のトヨの水	しんめいぐうみつけの水 (深浦町) "		15 落人の里の水 かづらみずだいみょうじんみず (　) "	おちうどさとのみず (　) "	
6 沸壺池の清水	わきつぼいけの みず (岩崎村) "		16 桂水大明神の水 (桂水大明神の水) "	かづらみずだいみょうじんみず (桂水大明神の水) "	
7 御神水	ごしんすい (岩木町) "		17 小杉さわの湧水 かんのんしみず (岩木町) "	こすぎさわのゆうすい (岩木町) "	
8 十和田靈泉	とわだれいじゅん (浪岡町) "		18 観音清水 かんのんしみず (平賀町) "	かんのんしみず (平賀町) "	
9 冷水ツコ	ひやみずツコ (中里町) "				
10 湧つば	わきつば (　) "				
昭和 62 年度			昭和 63 年度		
19 清水観音水	きよみずかんのんすい (弘前市)湧水		26 権現様の清水 てらしたのたきみず (五所川原市)湧水	ごんげんさまの みず (五所川原市)湧水	
20 堂ヶ平桂清水	どうがたいかつらしみず (　) "		27 寺下の滝 はしあがみだけりゅうじんすい (階上町)河川水	てらしたのたき (階上町)河川水	
21 羽黒神社靈泉	はくろくまのしつこ (岩木町) "		28 階上岳龍神水 マリア清水 ひろおかはぐろさま (木造町) "	はしあがみだけりゅうじんすい (　)湧水	
22 八甲田清水	はつこうだしみず (十和田湖町) "		29 マリア清水 ひろおかはぐろさま (木造町) "	マリア清水 (平賀町) "	
23 関根の清水	せきねのしみず (三戸町) "		30 広岡羽黒さま ひろおかはぐろさま (木造町) "	ひろおかはぐろさま (木造町) "	
24 白翁泉	はくおうせん (　) "				
25 弥勒の滝	みろくのたき (田子町)河川水				

(注) 年度は、認定年度である。

表30 県内から選定された「名水百選」（昭和59年度環境庁選定）

名 称	所 在 地	水の形態	概 要
とみた しつこ 富田の清水	弘前市大字紙漉町	湧 水	弘前市の中央、紙漉町、吉野町一帯は、湧水が豊かなところ。文化幼稚園と稻荷神社近くの清水は、今でも市民に公共的に使われている。これらを総称し、旧富田村にちなんで「トミタのシツコ」と呼ばれている。
いがみ しみず 渾神の清水	南津軽郡平賀町 大字唐竹	湧 水	平賀町の中央から山間部へ登る中途に渾神の清水がある。道端に面して、小さな鳥居と祠があり、その下より清水が湧き出しており、「靈泉」の碑がまつてある。

表31 県内から選定された「日本の水浴場55選」（平成9年度環境庁選定）

名 称	所 在 地	概 要
せんじょうじきかいがん 千畳敷海岸	西津軽郡深浦町	寛政の大地震で海底地盤が隆起してできた大きな畳のような岩礁からなる特徴的な景観を有する水浴場であり、景勝地である千畳敷の造形美を楽しみながら遊泳できる、自然環境や景観に優れている水浴場である。

表32 県内から選定された「日本の水浴場88選」（平成13年度環境省選定）

名 称	所 在 地	概 要
おかざきかいがん 岡崎海岸	西津軽郡深浦町	海水浴場周辺の波は穏やかで、「日本の渚百選」にも選定されており、夕陽展望所、海浜性のウォータースライダー、天然海水プールなども併設されている優れた海水浴場である。

表33 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

(平成16年3月31日)

区分 市町村名		水質汚濁 防 止 法	青 森 県 公害防止条例	区分 市町村名		水質汚濁 防 止 法	青 森 県 公害防止条例
		特定事業 場 数	汚水関係 工場等数			特定事業 場 数	汚水関係 工場等数
市	1 青森市	437	8	北 津 軽 郡	34 板柳町	33	1
	2 弘前市	349	7		35 金木町	52	
	3 八戸市	633	8		36 中里町	42	
	4 黒石市	147	1		37 鶴田町	82	
	5 五所川原市	164	2		38 市浦村	22	
	6 十和田市	446	2		39 小泊村	20	
	7 三沢市	179	1	小 計		251	1
	8 むつ市	196	1				
小 計		2,551	30				
東 津 軽 郡	9 平内町	55		上 北 郡	40 野辺地町	76	
	10 蟹田町	13			41 七戸町	75	
	11 今別町	14			42 百石町	55	1
	12 蓬田村	7			43 十和田湖町	120	
	13 平館村	9			44 六戸町	96	
	14 三厩村	7			45 横浜町	56	
	小 計		105		46 上北町	67	
	小 計		105		47 東北町	92	
西 津 軽 郡	15 鮫ヶ沢町	81			48 下田町	51	
	16 木造町	54	1		49 天間林村	55	3
	17 深浦町	73			50 六ヶ所村	115	1
	18 森田村	21		小 計		858	5
	19 岩崎村	36					
	20 柏村	23		下 北 郡	51 川内町	21	
	21 稲垣村	36			52 大畠町	57	
	22 車力村	61			53 大間町	42	
小 計		385	1		54 東通村	58	
中 津 軽 郡	23 岩木町	65			55 風間浦村	33	
	24 相馬村	8			56 佐井村	37	
	25 西目屋村	11			57 脇野沢村	20	
	小 計		84	小 計		268	0
	小 計		84				
	26 藤崎町	37		三 戸 郡	58 三戸町	72	
	27 大鰐町	95	2		59 五戸町	52	1
	28 尾上町	27			60 田子町	50	
	29 浪岡町	74	1		61 名川町	50	
	30 平賀町	101	2		62 南部町	30	
	31 常盤村	44			63 隅上町	54	
	32 田舎館村	41			64 福地村	20	
	33 碓ヶ関村	46			65 南郷村	19	
小 計		465	5		66 倉石村	19	
小 計		465	5		67 新郷村	31	
合 計				小 計		397	1
合 計				合 計		5,364	43

4 土 壤 汚 染

表34 土壤汚染に係る環境基準

No.	項 目	環 境 基 準
1	カドミウム	0.01 mg／ℓ 以下
2	全シアン	検出されないこと
3	有機リン	検出されないこと
4	鉛	0.01 mg／ℓ 以下
5	六価クロム	0.05 mg／ℓ 以下
6	砒素	0.01 mg／ℓ 以下
7	総水銀	0.0005 mg／ℓ 以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	P C B	検出されないこと
10	銅	125 mg／kg (田に限る)
11	ジクロロメタン	0.02 mg／ℓ 以下
12	四塩化炭素	0.002 mg／ℓ 以下
13	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg／ℓ 以下
14	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg／ℓ 以下
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg／ℓ 以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg／ℓ 以下
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg／ℓ 以下
18	トリクロロエチレン	0.03 mg／ℓ 以下
19	テトラクロロエチレン	0.01 mg／ℓ 以下
20	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg／ℓ 以下
21	チウラム	0.006 mg／ℓ 以下
22	シマジン	0.003 mg／ℓ 以下
23	チオベンカルブ	0.02 mg／ℓ 以下
24	ベンゼン	0.01 mg／ℓ 以下
25	セレン	0.01 mg／ℓ 以下
26	ふつ素	0.8 mg／ℓ 以下
27	ほう素	1 mg／ℓ 以下

平成3年8月23日 環境庁告示第46号

最終改正 平成13年環境省告示第16号

表35 土壌汚染に係る指定基準

特 定 有 害 物 質	指 定 基 準	
	土壌含有量基準	土壌溶出量基準
四塩化炭素		0.002 mg／ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン		0.004 mg／ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン		0.02 mg／ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.04 mg／ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン		0.002 mg／ℓ 以下
ジクロロメタン		0.02 mg／ℓ 以下
テトラクロロエチレン		0.01 mg／ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		1 mg／ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006 mg／ℓ 以下
トリクロロエチレン		0.03 mg／ℓ 以下
ベンゼン		0.01 mg／ℓ 以下
カドミウム及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／ℓ 以下
六価クロム化合物	250 mg／kg以下	0.05 mg／ℓ 以下
シアノ化合物	50 mg／kg以下	検出されないこと
水銀及びその化合物	15 mg／kg以下	0.0005 mg／ℓ 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと
セレン及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／ℓ 以下
鉛及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／ℓ 以下
砒素及びその化合物	150 mg／kg以下	0.01 mg／ℓ 以下
ふつ素及びその化合物	4,000 mg／kg以下	0.8 mg／ℓ 以下
ほう素及びその化合物	4,000 mg／kg以下	1 mg／ℓ 以下
シマジン		0.003 mg／ℓ 以下
チウラム		0.006 mg／ℓ 以下
チオベンカルプ		0.02 mg／ℓ 以下
P C B		検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと

5 騒音・振動

表36 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出状況

(平成16年3月31日)

区分 市名	特 定 施 設				特 定 建 設 作 業	
	騒 音 規 制 法		振 動 規 制 法		騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法
	特 定 施 設 数	特 定 工 場 数	特 定 施 設 数	特 定 工 場 数		
青森市	974	208	287	98	17	15
弘前市	571	116	316	67	22	20
八戸市	887	232	299	94	11	11
黒石市	96	38	96	38	0	0
五所川原市	59	22	3	3	3	0
十和田市	101	45	25	11	2	2
三沢市	101	28	49	16	0	1
むつ市	131	30	53	20	0	1
合 計	2,920	719	1,128	347	55	50

表37 県公害防止条例に基づく届出状況

(平成16年3月31日)

区分 市名	騒 音 關 係 施 設		特 定 作 業	振 動 關 係 施 設	
	施 設 数	工 場 数		施 設 数	工 場 数
青森市	487	193	41	636	110
弘前市	204	73	20	213	33
八戸市	495	225	45	540	151
黒石市	24	9	25	22	5
五所川原市	93	45	2	45	5
十和田市	62	46	31	21	12
三沢市	94	59	22	27	13
むつ市	97	61	5	38	12
合 計	1,556	711	191	1,542	341

表38 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

(単位: デシベル)

地域の類型	時間の区分		備考
	昼間	夜間	
A A	50	40	
A及びB	55	45	昼間: 午前6時から午後10時まで 夜間: 午後10時から翌日午前6時まで
C	60	50	

注) 類型A A : 指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域である。

類型A : 指定地域のうち低層住居専用地域、中高層住居専用地域である。

類型B : 住居地域、準住居地域である。

類型C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域である。

(2) 道路に面する地域の環境基準 (平成10年9月環境庁告示第64号)

(単位: デシベル)

地域の区分	時間の区分		
	昼間	夜間	
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55	
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60	
幹線交通を担う道路に近接する空間 (騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉ざして生活していると認められる個々の住居等の室内)	70 (45)	65 (40)	

(3) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年環境庁告示第154号)

(単位: W E C P N L)

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70
II	75

注) 類型I : 指定地域のうち、住居専用地域である。

類型II : 指定地域のうち、Iの地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

(単位: デシベル)

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70
II	75

注) 類型I : 住居の用に供される地域である。

類型II : I以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要のある地域である。

表39 騒音に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和47年青森県告示第169号)

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	朝夕	夜間	備考
第1種区域		50	45	45	
第2種区域		55	50	45	昼間：午前8時から午後7時まで 朝：午前6時から午前8時まで 夕：午後7時から午後9時まで 夜間：午後9時から翌日午前6時まで
第3種区域		65	60	50	
第4種区域		70	65	55	

※ただし、第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では表の値から5デシベル減じた値。

注) 第1種区域：指定区域のうち、低層住居専用地域である。

第2種区域：指定区域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第3種区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。

第4種区域：指定区域のうち、工業地域である。

(2) 特定建設作業騒音に係る基準(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)

規制種別 地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

注) 1号区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び号区域内の病院、学校等の周囲80mの区域内である。

2号区域：指定地域のうち、1号区域以外の区域である。

(3) 自動車騒音の要請限度 (平成12年環境省令第15号)

区域の区分	時間の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

(1) a区域：専ら住居の用に供される区域

(2) b区域：主として住居の用に供される区域

(3) c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表40 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和52年青森県告示第897号)

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間	備考
第1種区域		60	55	昼間：午前8時から午後7時まで
第2種区域		65	60	夜間：午後7時から翌日午前8時まで

※ただし、学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50m以内では、表の値から5デシベル減じた値。

注) 第1種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

(2) 特定建設作業振動に係る基準 (昭和51年総理府令第58号)

規制別 地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75 デシベル	午後7時～翌日の午前7時 の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日 を超えないこと	日曜日その他の休日でない こと
2号区域		午後10時～翌日の午前6時 の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

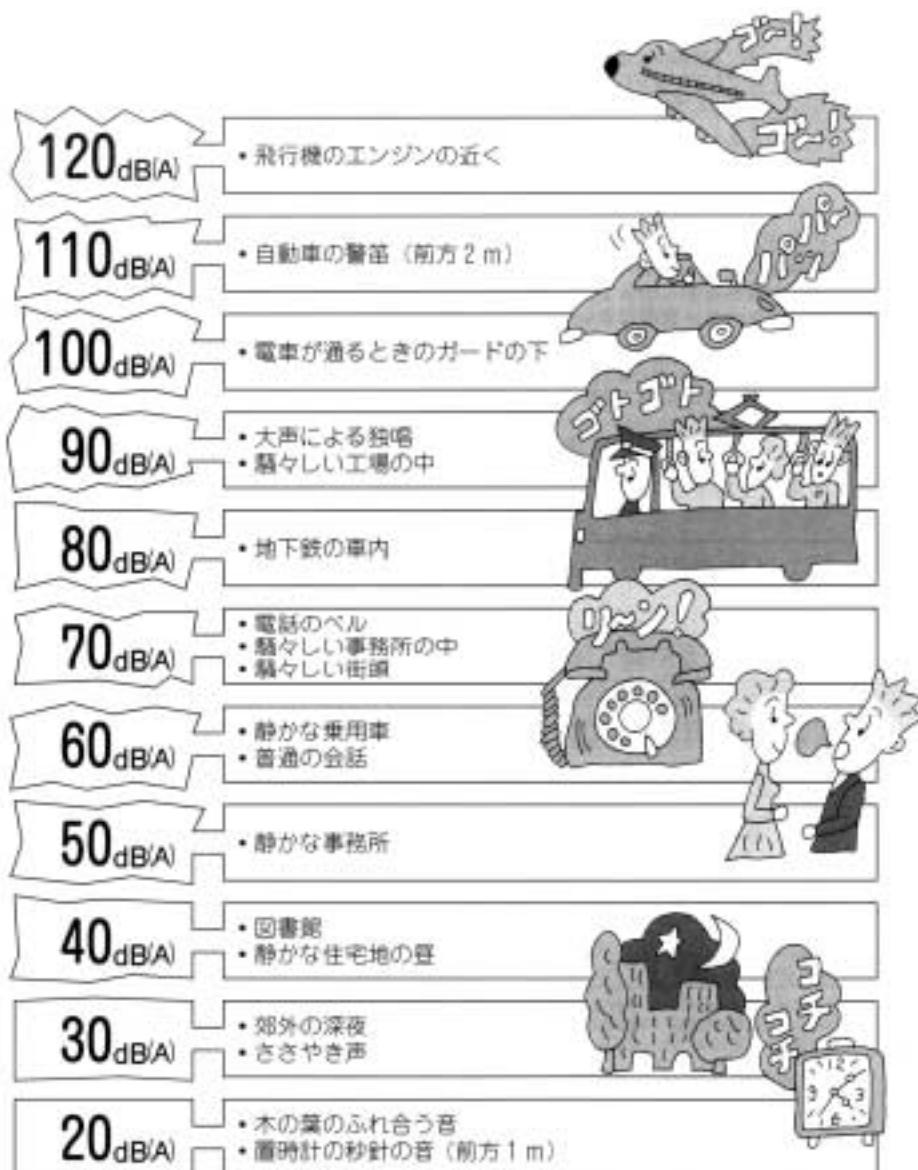
注) 1号区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び2号区域内の病院、学校等の周囲80mの区間内である。

2号区域：指定区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域であって住居が殆どない地域及び工業地域である。

(3) 道路交通振動の要請限度 (昭和51年総理府令第58号)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		65デシベル	60デシベル
第2種区域		70デシベル	65デシベル

表41 一般的な騒音の例



（財）日本環境協会発行「生活における騒音・振動を考える（環境シリーズNo.55）」より

表42 振動の影響例



助日本環境協会発行「生活における騒音・振動を考える（環境シリーズNo.55）」より

表43 三沢飛行場周辺地域等における防衛施設周辺騒音対策関係事業一覧表

事 項	年 度				
	平 成 11年度	平 成 12年度	平 成 13年度	平 成 14年度	平 成 15年度
騒音防止事業					
（学校・病院等の騒音）	248	570	299	151	620
（住宅防音）	1,623	1,748	1,843	1,557	1,525
（防音閥連維持費）	27	27	25	23	21
民生安定助成事業					
（学習等供用施設等の防音助成）	0	3	0	15	66
（放送受信障害）	66	67	69	70	70
障害防止事業					
（騒音防止用電話）	—	—	—	—	—
移転措置事業	2,300	3,687	4,042	4,334	5,116
緑地整備事業	65	57	52	52	33
計	4,329	6,159	6,330	6,202	7,451

(注) 本表は、三沢飛行場・三沢対地射爆撃場を対象施設として記載している。

表44 残したい「日本の音風景100選」

環境省が平成8年7月に認定した「残したい“日本の音風景100選”」
奥入瀬の溪流（十和田湖町）
八戸港・燕島のウミネコ（八戸市）
小川原湖畔の野鳥（三沢市）
ねぶた祭・ねぶたまつり（青森市、弘前市）

6 悪 臭

表45 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
3	らくに認知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

表46 特定悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位: ppm)

物質名	臭気強度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
アシモニア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10	
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2	
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8	
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2	
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3	
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3	
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10	
プロピオノンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10	
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2	
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5	
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6	
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2	
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10^3	
酢酸エチル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10^2	
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10	
トルエン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10^2	7×10^2	
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10	
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10	
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2	
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09	
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04	
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3	

表47 悪臭規制地域及び規制基準

(昭和48年青森県告示第121号)

1 規制地域

58市町村（8市33町17村）表2-1-65悪臭規制地域の指定状況参照

2 規制基準

(1) 1号規制（敷地境界）

表46特定悪臭物質の臭気強度別濃度のうち臭気強度2.5に相当する濃度

(2) 2号規制（気体排出口）

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象となり、物質ごとに次の式により算出された量。

$$q = 0.108 \times Hc^2 \cdot Cm$$

q : 流量 (Nm³/時)

Hc : 補正された排出口の高さ (m)

Cm : 敷地境界線の基準値 (ppm)

ただし、Hc が 5 m 未満の場合、この式による規制基準は適用されない。

(3) 3号規制（排出水）

事業場の敷地外における規制基準

(単位: mg/l)

特定悪臭物質名	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

(注) Q : 排出水量 (m³/s)

7 地盤沈下

表48 青森地区の観測井観測結果（水位・沈下量の年度別累積変動）

観測井		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
井戸No.	設置場所	水位 (m)	沈下 (mm)								
A-1		-0.03	+1.97	-	-	-	-	-	-	-	-
A-2	青柳一丁目 (青森港埠頭)	-0.24	-2.50	+0.47	+0.30	-0.30	-4.50	+1.16	-0.10	-0.29	-1.75
A-3		-0.12	-1.70	+0.13	-0.25	-0.05	-2.45	+0.15	-0.80	-0.16	-2.05
B-1	中央三丁目 (市総合福祉) センター付近	-0.26	-1.50	+0.36	+0.05	-0.18	-2.65	+1.64	+1.10	-0.31	-0.50
B-2		-0.20	-0.70	+0.53	-0.20	-0.37	-0.10	+1.33	±0	-0.09	0.0
C	鈴町 (中央鈴壳市場)	-0.24	-	+0.06	-	-0.20	-	+0.60	-	-0.16	-
D	油川 (油川配水場付近)	+0.19	-	+0.12	-	-0.04	-	+0.18	-	+0.08	-

表49 青森地区の主な水準点の水準測量結果（変位量上位10位）

順位	平成11年5月～平成13年5月			順位	平成13年5月～平成15年5月		
	水準点番号	所在地	平位量(cm)		水準点番号	所在地	平位量(cm)
1	23C	安方一丁目	-3.10	1	37A	港町三丁目	-0.70
2	37A	港町三丁目	-2.40	2	87B	八ツ役字芦谷	-0.29
3	104B	中佃二丁目	-1.80	3	23C	安方一丁目	-0.22
4	25A	沖館字小浜	-1.38	3	130B	大野字山下	-0.22
5	130B	大野字山下	-1.19	5	39B	港町三丁目	-0.20
6	170B	新田字忍	-1.10	6	港No.2	港町二丁目	-0.19
7	146A	油川字柳川	-1.00	7	準基540	浅虫字螢谷	-0.17
8	129A	大野字片岡	-0.94	8	25A	沖館字小浜	-0.16
9	68A	浦町字奥野	-0.90	9	No.1 A	港町二丁目	-0.10
10	6121	油川字千刈	-0.86	10	69B	浜田字豊田	-0.10

表50 八戸地区の主な水準点の水準測量結果（上位10位）

順位	平成12年9月～平成13年1月			順位	平成14年9月～平成15年1月		
	水準点番号	所在地	沈下量(cm)		水準点番号	所在地	沈下量(cm)
1	45	吹上三丁目	-0.79	1	45	吹上三丁目(道路公園)	-0.59
2	8	柏崎二丁目	-0.74	2	8	柏崎二丁目	-0.58
3	39	尻内町字鴨田	-0.70	3	33	市川町(轟木小)	-0.52
4	31	長苗代字狐田	-0.68	4	49	根城一丁目(桜木町)	-0.48
5	42	尻内町字尻内	-0.59	5	48	根城三丁目	-0.42
6	49	根城一丁目	-0.53	6	32	市川町(市川中)	-0.34
7	53	尻内町字鴨田	-0.51	7	47	吹上三丁目(月丘町)	-0.30
8	41	一番町二丁目	-0.50	8	28	市川町(多賀台小)	-0.27
9	40	尻内町字根市	-0.49	8	39	尻内町(合同庁舎)	-0.27
10	38	長苗代字中坪	-0.46	8	41	一番町二丁目	-0.27

表51 八戸地区の観測井測定結果（水位・沈下量の年度別累積変動）

観測井		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
井戸No.	設置場所	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)	水位(m)	沈下(mm)
1	青葉三丁目 (第三中学校)	-0.28	-	-0.53	-	+1.20	-	-0.31	-	-4.76	-
2	尻内町字中根市 (三条中学校)	-0.11	-	+0.12	-	-0.05	-	-0.07	-	-0.62	-
3	市川町字赤畑 (市川中学校)	+0.07	-	+0.37	-	+0.28	-	-0.29	-	-7.66	-
4-A 4-B	柏崎二丁目 (柏崎小学校)	-0.19 -0.32	+1.21 +0.78	-0.04 0	-2.15 -2.62	+0.06 +0.33	-8.82 -8.58	-0.11 -0.49	+0.54 -0.66	-0.96 -3.59	-0.30 -0.30
5	江陽二丁目 (江陽公園)	-0.29	+0.64	-0.24	-0.06	+0.30	-0.94	-0.09	+0.14	-2.81	+0.35
6	河原本字角地田 (市営河原本木団地)	-0.27	+0.73	0	+0.03	+0.28	-2.51	-0.27	+2.34	-1.69	-0.17
7	市川町字古館 (多賀小学校)	+0.20	+0.48	+0.38	-0.09	-0.02	-1.14	+0.11	-1.05	-7.93	+0.45

8 化 学 物 質

表52 ダイオキシン類環境基準

(平成11年12月27日環境庁告示第68号、改正：平成14年7月22日環境省告示第46号)

媒 体	環 境 基 準
大 気	年間平均値が0.6pg - TEQ / m ³ 以下であること。
水 質 (水底の底質を除く。)	年間平均値が1.0pg - TEQ / L 以下であること。
水底の底質	150pg - TEQ / g 以下であること。
土 壤	1,000pg - TEQ / g 以下であること。

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用する。
- 5 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。
- 6 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表53 ダイオキシン類モニタリング調査結果

<公共用水域>

(平成15年度)

No.	水 域 名	調査地点名	ダ イ オ キ シ ン 類		備 考
			公共用水域水質(pg-TEQ/L)	公共用水域底質(pg-TEQ/g)	
1	鳴沢川	鳴沢橋	0.20	1.4	
2		安東橋	0.051	0.22	
3	岩木川	乾橋	0.41	6.0	国土交通省分
4		岩木川河口	1.2	0.28	国土交通省分
5	湯ノ沢川	湯ノ沢橋	0.042	0.19	
6	木戸ヶ沢	木戸ヶ沢橋	0.041	0.37	
7	大秋川	国吉橋	0.076	1.7	
8	平川	板沢橋	0.17	0.19	
9	津刈川	二の渡橋	0.064	0.60	
10	虹貝川	第二清川橋	0.14	0.22	
11	土淵川	西田橋	0.099	0.50	
12	浅瀬石川	千年橋	0.056	0.20	
13	温川沢	温川橋	0.099	0.41	
14	新十川	湊橋	0.54	0.36	
15	旧十川	鳴戸橋	0.94	0.35	
16	飯詰川	飯詰ダム	0.047	3.3	
17	山田川	車力橋	0.49	0.47	
18	長川	新長川橋	0.058	0.25	
19	蟹田川	蟹田橋	0.21	0.29	
20		戸建沢橋	0.53	0.20	
21	新城川	新井田橋	0.21	16	
22	沖館川	沖館橋	0.28	6.7	
23	堤川	甲田橋	0.048	12	
24	横内川	ねぶたの里入口	0.045	0.22	
25	駒込川	八甲橋	0.045	0.91	
26	野内川	野内橋	0.070	0.20	
27	野辺地川	野辺地橋	0.046	0.75	
28	田名部川	下北橋	0.12	0.68	
29	宇曾利川	宇曾利川橋	0.042	0.18	
30	永下川	永下橋	0.046	0.19	
31	川内川	川内橋	0.042	0.40	
32	葛沢川	葛沢橋	0.042	0.21	
33	奥戸川	奥戸橋	0.043	0.21	
34	大畠川	小目名橋	0.044	0.18	

(平成15年度)

No.	水 域 名	調査地点名	ダ イ オ キ シ ヌ 類		備 考
			公共用水域水質(pg - TEQ / L)	公共用水域底質(pg - TEQ / g)	
35	正津川	正津橋	0.043	0.18	
36	小老部川	小老部橋	0.048	0.27	
37	七戸川	大浦橋	0.065	0.30	
38		坪川 榎林橋	0.24	1.4	
39		赤川 赤川橋	0.32	0.24	
40		上野	0.13	3.2	国土交通省分
41		土場川 烏口橋	0.10	6.4	
42	砂土路川	砂土路橋	0.14	0.34	
43	姉沼川	姉沼橋	0.18	0.26	
44	奥入瀬川	開運橋	0.079	0.19	
45	五戸川	尻引橋	0.19	0.84	
46	馬淵川	名久井橋	0.047	0.49	
47		梅泉橋	0.079	0.73	
48		尻内橋	0.21	2.1	国土交通省分
49	熊原川	留ヶ崎橋	0.049	0.81	
50	新井田川	湊橋	0.046	2.8	
51	小川原湖	姉沼 中央	0.077	25	
52		内沼 中央	0.046	22	
53		H.小川原湖総合観測所	0.073	9.9	国土交通省分
54	十和田湖	5中央	0.090	11	
55		9子ノ口前面	0.042	10	
56	日本海岸海域	十三湖 1km沖	0.043	0.20	
57		鰯ヶ沢 1km沖	0.044	0.39	
58	陸奥湾	堤川 1km沖	0.048	7.6	
59		青森湾中央	0.045	2.3	
60		陸奥湾中央	0.041	2.9	
61		野辺地湾中央	0.041	1.5	
62		大湊湾中央	0.060	2.5	
63	東通り海域	四川目 1km沖	0.054	0.23	
64		白糠 1km沖	0.042	0.19	
65	八戸前面海域	11北防沖	0.067	0.26	
環 境 基 準			1	150	

<地下水>

(平成15年度)

No.	調査地点所在地	ダイオキシン類 (pg - TEQ / L)	
		地下 水	環 境 基 準
1	青森市久須志	0.029	
2	青森市長島	0.027	
3	青森市大字平新田	0.047	
4	弘前市大字石渡	0.026	
5	弘前市大字千年	0.026	
6	八戸市大字沢里	0.031	
7	八戸市大字妙	0.026	
8	八戸市吹上	0.045	
9	八戸市大字八幡	0.026	
10	八戸市大字大久保	0.026	
11	黒石市大字元町	0.026	
12	五所川原市新宮町	0.027	
13	十和田市西三番町	0.026	
14	三沢市東町	0.026	
15	むつ市緑町	0.026	
16	平内町大字小湊	0.026	
17	今別町大字今別	0.027	
18	深浦町大字深浦	0.028	
19	相馬村大字五所	0.041	
20	藤崎町大字藤崎	0.026	
21	田舎館村大字畠中	0.027	
22	金木町大字金木	0.026	
23	小泊村字小泊	0.047	
24	十和田湖町大字奥瀬	0.026	
25	六戸町大字犬落瀬	0.026	
26	川内町大字川内	0.057	
27	風間浦村大字易国間	0.026	
28	南部町大字大向	0.026	
29	階上町大字道仏	0.027	
30	南郷村大字島守	0.070	

1.0

<土壤>

1. 一般環境把握調査地点

(平成15年度)

ブロック区分	No.	調査地点所在地	ダイオキシン類(pg-TEQ/g)	
			土壌	環境基準
青森	1	蟹田町蟹田	0.066	1,000
	2	三厩村桃ヶ丘	0.30	
津軽	3	常盤村常盤	0.44	1,000
	4	碇ヶ関村碇ヶ関	0.67	
津軽西北五	5	車力村車力	0.72	1,000
	6	鰺ヶ沢町舞戸町	1.2	
八戸	7	南部町沖田面	1.1	1,000
	8	田子町田子	0.30	
上十三	9	野辺地町寺ノ沢	0.078	1,000
	10	上北町上野	0.20	
下北	11	佐井村佐井	0.24	1,000
	12	東通村目名	0.12	

2. 発生源周辺状況把握地点

(平成15年度)

ブロック区分	No.	調査地点所在地	ダイオキシン類(pg-TEQ/g)	
			土壌	環境基準
青森	13	青森市大字鶴ヶ坂	1.0	1,000
	14	青森市大字西田沢	1.0	
	15	平内町大字清水川	0.29	
	16	青森市大字茂木野	3.3	
	17	青森市大字飛鳥	0.41	
	18	青森市大字雲谷	3.5	
津軽	19	弘前市大字茜町	0.88	1,000
	20	岩木町大字駒越	0.82	
	21	浪岡町大字銀	6.8	
	22	浪岡町大字王余魚	0.94	
	23	平賀町大字小杉	1.8	
	24	弘前市大字浜の町	0.87	
津軽西北五	25	黒石市大字沖浦	2.6	1,000
	26	深浦町大字風合瀬	0.59	
	27	中里町大字中里	0.059	
	28	鰺ヶ沢町大字浜横沢町	3.1	
	29	八戸市大字河原木	0.87	
	30	八戸市大字河原木	1.7	
八戸	31	八戸市大字尻内町	1.1	1,000
	32	三戸町大字斗内	1.6	
	33	五戸町大字切谷内	0.51	
	34	階上町大字平内	0.011	
	35	八戸市大字大久保	0.45	
	36	三沢市細谷	3.8	

表54 環境ホルモン分析結果（水質一夏期）

(平成15年度) (単位: $\mu\text{g/L}$)

SPEED98 No.	物質名	川									
		岩木川	木幡川	浅瀬石川	馬瀬川	堤川	新井田川	奥入瀬川	甲田橋	塩入橋	御幸橋
9	アトラン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
12-2	エチルバラチオノ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
15	オキシクロロデジン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
24	エンドスルファン(ベンゾエビン)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
35	トリフルリシン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
36	ノニルフェノール	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.10	<0.03	<0.03	0.08
38	フタル酸ジ-2-エチメヘキシル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
40	フタル酸ジ-n-ブチル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
44	2,4-ジクロロフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
52	マンゼブ(マンゴセブ)	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

SPEED98 No.	物質名	湖沼海域					
		十和田湖	小川原湖	十三湖	陸奥湾	日本海	太平洋
9	アトラン	中央	中央	中央	中央	中央	八戸北防波堤
12-2	エチルバラチオノ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
15	オキシクロロデジン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
24	エンドスルファン(ベンゾエビン)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
35	トリフルリシン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
36	ノニルフェノール	1.5	<0.03	<0.03	0.06	0.37	0.05
38	フタル酸ジ-2-エチメヘキシル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
40	フタル酸ジ-n-ブチル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
44	2,4-ジクロロフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
52	マンゼブ(マンゴセブ)	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

注) 継掛けの欄は検出された地点

注) 「SPEED98m」は環境省が発表した「外因性内分泌擾乱化学物質問題への環境ホルモン戦略計画 SPEED98-」(2000年11月版) の化学物質番号

表55 環境ホルモン分析結果（水質－冬期）

(平成15年度) (単位: $\mu\text{g}/\text{L}$)

SPEED98 No.	物質名	川										田名部川 下北橋 御幸橋
		岩木川	木幡橋	幡竜橋	千年橋	馬瀬川	浅瀬石川	千早木橋	上皆木橋	岩木川	川	
9	アトラン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
12-2	エチルパラチオノ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
15	オキシクロルデシ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
24	エンドスルファン(ペンゾエビン)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
35	トリフルリソ	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
36	ノニルフェノール	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.04	<0.03	<0.03
38	フタル酸ジ-2-エチメヘキシル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
40	フタル酸ジ-n-ブチル	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
44	2,4-ジクロロフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
52	マンゼイ(マンゴセイ)	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2

(注) 繋掛けの欄は検出された地点
 注) SPEED98No.は環境省が発表した「外因性内分泌搅乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略計画 SPEED98—」(2000年11月版)の化学物質番号

表56 環境ホルモン分析結果（底質）

(平成15年度) (単位: $\mu\text{g}/\text{kg}$)

SPEED98 No.	物 質 名	河川									
		岩木川	木戸川	浅瀬石川	馬瀬川	堤	川	新井田川	奥入瀬川	甲田橋	田名部川
9	アラジン	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
12-2	エチルバラチオノ	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20
15	オキシクロロデシ	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
24	エンドスルファン(ベンゾエビン)	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20
35	トリフルリシン	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
36	ノニルフェノール	7	<3	3	3	3	3	29	6	96	
38	フタル酸ジ-2-エチメヘキシル	<25	<25	41	<25	450	620	<25	450		
40	フタル酸ジ-n-ブチル	<25	<25	<25	<25	43	41	<25	48		
44	2,4-ジクロロフェノール	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5		
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	12		
52	マンゼブ(マンゴセブ)	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10

SPEED98 No.	物 質 名	湖沼海城									
		十和田湖	小川原湖	十三湖	陸奥湾	日本海	太平洋	中央	中央	中央	鰐ヶ沢1km沖
9	アラジン	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
12-2	エチルバラチオノ	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20
15	オキシクロロデシ	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
24	エンドスルファン(ベンゾエビン)	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20	<20
35	トリフルリシン	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
36	ノニルフェノール	10	40	44	8	3	3				
38	フタル酸ジ-2-エチメヘキシル	62	<25	<25	36	<25	<25				
40	フタル酸ジ-n-ブチル	74	190	36	38	<25	<25				
44	2,4-ジクロロフェノール	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5	<5
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	19	46	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
52	マンゼブ(マンゴセブ)	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10

注) 継掛けの欄は検出された地点

注) 「SPEED98m」は環境省が発表した「外因性内分泌擾乱化学物質問題への環境対応方針について—環境ホルモン戦略計画 SPEED98-」(2000年11月版) の化学物質番号

9 その他公害関係

表57 公害防止協定等の締結状況

(平成16年3月31日現在)

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
青森県・八戸市	東北電力(株)八戸火力発電所	電気等供給
	三菱製紙(株)八戸工場	紙・パルプ
	八戸製錬(株)八戸製錬所	非鉄金属
	八戸セメント(株)	窯業・土石
	大太平洋金属(株)	鉄鋼
	日東石膏ボード(株)	窯業・土石
	東北東京鉄鋼(株)	鉄鋼
	コーパケミカル(株)八戸工場	化学生産
	東北グレーンターミナル(株)他5社	銅料製造
	大太平洋金属(株)八戸製造所北沼工場	鉄鋼
	(株)大太平洋エネルギーセンター	電気等供給
青森県・三沢市	住友化学工業(株)三沢工場	化学生産
青森県・六ヶ所村	むつ小川原石油備蓄(株)	石油備蓄
	日本原燃(株)	非鉄金属
	エーアイエス(株)	電子部品製造
八戸市	合同酒精(株)八戸工場	飲料
	住金鉱業(株)	窯業・土石
	八戸石材企業組合	"
	泉山興業(株)	"
	東北建材産業(株)	"
	中村碎石工業(株)	"
	日産石材工業(株)	"
	(有)田中石灰タンカル工業	"
	(有)三和石灰礦業所	"

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
52.4.23(8.3.29)	○	○	○	○		○	
53.11.11(11.3.8)	○	○	○	○	○	○	
53.11.11(15.5.16)	○	○	○	○	○	○	
53.11.11(8.3.29)	○	○	○	○	○	○	
53.11.11(15.5.16)	○	○	○	○	○	○	○
53.11.11(8.3.29)	○	○	○	○	○	○	
53.11.11(15.11.26)	○	○	○	○	○	○	○
58.4.14(8.3.29)	○	○	○	○	○	○	
56.7.14(8.3.29)	○	○	○	○	○		○
56.3.10(8.3.29)	○	○	○	○	○	○	○
12.7.19	○	○	○	○	○	○	
51.7.15(9.5.23)	○	○	○	○	○	○	○
58.8.30(15.12.15)	○	○	○	○	○	○	
3.8.20(10.7.29)	○	○	○	○	○	○	
13.3.30	○	○	○	○	○	○	
46.7.9(53.10.31)		○					
48.6.20(53.10.31)	○		○	○			
49.3.29(53.10.31)	○	○	○	○			
"	○	○	○	○			
"	○	○	○	○			
"	○	○	○	○			
"	○	○	○	○			
49.5.8(53.10.31)	○		○	○			
"	○		○	○			

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
八 戸 市	高周波鋳造(株)	鉄 鋼
	UMA T(株)東北工場	非 鉄 金 属
	エムアールシーユニテック(株)	化 学
	階上キューピーエイド(株)	食 料 品
	北日本鍍金(株)	金 属
	シチズンエルシーテック(株)	機 械
	東北古河電工(株)八戸工場	"
	東北エス・イー・アイ(株)	"
	(株)極東開発東北	輸送用機械器具製造業
	多摩川精機(株)八戸事業所	精密機械製造業
	(株)アドミックス	窯 業
	青森県化製事業協同組合	動物油脂製造業
	三共理化工業(株)八戸工場	"
吹 上 地 区 住 民 桔梗野連合町内会	アルバックテクノ(株)八戸事業所	金属製品製造業
	宝幸水産(株) "	食 料 品 "
十 和 田 市	カンショク(株)東北事業部青森工場	食 料 加 工 業
	上北農産加工農業協同組合	"
	十和田地区食肉処理事務組合	と 畜 場
	農事組合法人川村養豚組合	畜 產 業
	山端農事実行組合	"
	(有)みのる養豚	"
	(有)ふなばやし農業	"
	(有)布名林畜産	"
	(有)高橋養豚	"
	中野 卓	"

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
50.2.21(9.3.1)	○	○	○	○		○	
60.7.31	○	○				○	
61.10.7(10.10.1)	○	○				○	
63.11.28		○					
2.2.26	○	○				○	
4.3.23	○	○	○	○	○	○	
6.6.23	○	○	○	○	○	○	○
6.12.16	○	○	○	○	○	○	○
11.2.15	○	○	○	○	○	○	○
12.11.1						○	
13.1.22	○	○				○	
15.9.4	○	○	○	○	○	○	
15.9.4	○	○	○	○	○	○	
15.10.31	○	○	○	○	○	○	
61.9.27		○	○	○	○		○
61.5.7		○	○	○	○		○
52.11.15		○					
52.11.16	○	○	○	○			
52.11.18		○					
63.8.8		○	○		○	○	
"		○	○		○	○	
"		○	○		○	○	
"		○	○		○	○	
"		○	○		○	○	
"		○	○		○	○	

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
十 和 田 市	みちのく国際ゴルフ俱楽部	ゴ ル フ 場
"	農事組合法人十和田土壤改良	肥 料 製 造 業
"	エムエス(株)	機 械 器 具 製 造 業
"	(有)タカホ農場	畜 产 業
三 沢 市	(株)附田生コン	窯 業 • 土 石
"	日立電線(株)	電 線 • ケーブル 製 造
"	(有)東北ファーム	畜 产 農 業
"	(株)川賢 谷地頭農場	"
"	(株)川賢 高野沢農場	"
"	農事組合法人三沢農場	"
"	第一ブロイラー(株)細谷工場	食 料 品
"	第一ブロイラー(株)三沢工場	"
"	スターゼン(株)	"
三沢市・六ヶ所村	農事組合法人川村農場	養 豚 業
三沢市・朝日町内会	(有)川村商会	畜 产 農 業
朝 日 町 内 会	第一ブロイラー(株)朝日農場	"
む つ 市	日本ホワイトファーム(株)	食 料 品
"	日本ピュアフード食材(株)	"
平 内 町	エビハラスポーツマン(株)	ゴ ル フ 場
鰺 ケ 沢 町	(株)コクド	ゴ ル フ 場
木 造 町	(有)木村畜産	畜 产 農 業
岩 木 町	(株)津軽カントリークラブ	ゴ ル フ 場
藤 崎 町	(株)トキワ繊維	衣 服 • 織 維
"	新和コンクリート工業(株)	窯 業 • 土 石
"	東北トヨクニ機電(株)	機 械
大 鰐 町	青森ロイヤル(株)	ゴ ル フ 場

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
6.8.26 (9.10.3)	○	○	○	○	○	○	○
12.12.14		○	○		○	○	○
13.4.13	○	○	○		○	○	
15.2.27		○	○		○	○	
51.6.25		○	○	○	○	○	○
6.8.26	○	○	○	○	○	○	○
52.6.15 (2.12.10)		○			○	○	○
60.11.1 (4.6.20)		○			○	○	○
4.2.5 (4.7.10)		○			○	○	○
60.11.1 (4.7.10)		○			○	○	○
63.10.27	○	○	○	○	○	○	○
61.3.22	○	○	○	○	○	○	○
8.2.28 (11.3.31)	○	○	○	○	○	○	○
15.9.14		○	○		○	○	○
14.5.24					○	○	○
52.11.30					○	○	○
62.6.4 (11.4.1)		○	○	○	○	○	
11.4.1		○	○	○	○	○	
4.7.31	○	○	○	○	○	○	○
3.9.7		○					○
7.11.1		○			○		
2.11.22 (3.10.28)		○	○	○	○	○	
60.11.22		○	○				
62.5.11		○	○				
6.8.31		○	○				
5.1.27		○	○	○	○		○

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
大 鰐 町 〃	(有)塩谷自動車商会 平賀町	産業廃棄物処理 一般廃棄物処分場
浪 岡 町 〃	(株)タムロン 有馬 忠彦	機械 産業廃棄物処理
平 賀 町 平川土地改良区 平川内水面漁業協同組合	青森リバーテクノ(株) リバー電子(株) 平賀町	機械 〃 一般廃棄物処理
常 盤 村 〃	(株)青森アステック・リーテック青森 東北ポリマー(株)	機械 石油・石炭製品
市 浦 村	津軽東芝音響(株)	機械
野 辺 地 町 七 戸 町 〃	サントリー(株) (株)コーチンフーズ 県畜産農業協同組合連合会	食料品 食料品 畜産農業
百 石 町 〃 〃 〃 〃 〃 〃	東北食鳥事業協同組合 ハイモ(株) 東北日本ハム(株) 日本フードパッカー(株) 城内水産(株) 日本ピュアフード(株)	食料品 化学生 食料品 〃 〃 〃
六 戸 町 〃 〃 〃 〃 〃 〃	佐藤製線販売(株) 三本木畜産農業協同組合 社会福祉法人楽晴会 第一プロイラー(株) (株)日産合同新車センター 六戸町農業協同組合 学校法人小桧山学園	鉄鋼 畜産農業 老人福祉事業 畜産農業 自動車卸売業 各種商品小売業 教育

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
9.6.11	○	○	○	○	○		○
63.5.11		○					
59.3.1		○					○
12.8.9	○	○	○	○	○	○	
61.12.1 (16.1.5)		○					
62.8.10		○					
3.12.13		○					
50.1.28	○	○	○				○
49.7.17	○	○	○			○	○
58.12.8			○	○	○	○	
63.7.28		○	○	○			○
10.10.16		○			○	○	
10.7.1		○	○		○	○	
47.1.30 (50.10.20)	○	○			○		
53.3.31	○	○	○	○	○	○	
53.7.28	○	○	○	○	○	○	○
" (15.4.1)	○	○	○	○	○	○	○
2.9.6	○	○	○	○	○	○	○
8.2.16	○	○	○	○	○	○	○
52.4.11		○	○	○	○	○	○
54.4.20	○	○	○	○	○		
54.11.25		○					
52.11.15					○		
52.9.13 (54.12.25)		○			○		
54.8.20		○			○		
52.7.16		○					

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
六 戸 町	平和運送(株)・(有)みちのく産商	石 油 卸 売 業
"	東北ファーム(株)	畜 产 農 業
"	(有)小関麺興商事	食 料 品
"	六戸温泉	浴 場
"	ファミリープラザ六戸	食 料 品
"	吉田 照美	集団便処理浄化槽設置者代表
"	晴ヶ丘老人ホーム	老 人 福 祉 事 業
"	高清水養豚組合	畜 产 農 業
"	尾形精肉店	"
"	小野 一二	"
"	下田 勇一	"
"	舩 富雄	"
"	山内 秀美	"
"	苦米地 良金	"
"	角田 隆一	"
"	武田 彰	"
"	佐藤 征雄	"
"	川村 與五郎	"
"	折茂良質葉生産組合	た ば こ 生 产
"	沖山良質葉生産組合	"
"	下吉田良質葉生産組合	"
"	川村 昭次郎	畜 产 農 業
"	沖沢 政太郎	"
"	漆畠 貞治	"
"	吉田 長作	"
"	附田 岩夫	"

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
54.3.20		○					
60.3.2		○	○		○	○	
"		○					
57.11.11		○			○		
54.11.28		○			○		
57.8.23		○			○		
54.4.17		○			○		
62.3.25		○	○		○	○	
元.11.20		○	○		○	○	
54.1.17		○			○		○
54.6.27		○			○		○
54.7.20		○			○		○
54.8.15		○			○		○
54.9.5		○			○		○
55.7.31		○			○		○
55.11.29		○			○		○
58.4.2		○			○		○
57.3.19		○			○		○
56.10.19		○			○		
56.10.19		○			○		
54.1.17		○			○		
54.4.17		○			○		
54.5.15		○			○		
54.8.13		○			○		
54.11.19		○			○		

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
六 戸 町	下林 栄	畜 産 農 業
	小向 重雄	"
	今泉 勝博	"
	高橋 博美	畜 産 農 業
	山優建材(株)	産 業 廃棄物 处理
	大昇産業(株)	産 業 廃棄物 处理 業
姉 沼 土 地 改 良 区	(有)小関麵興商事	食 料 品
中堰用水申し合せ組合	(有)宮崎養鶏場	畜 産 農 業
今熊堰申し合せ水利組合	第一油化(株)	化 学
横 浜 町	日本スワイン農場(株)横浜農場	畜 産 農 業
	日本ホワイトファーム(株)東北食品工場	食 料 品
	" 養鶏農場	畜 産 農 業
	" 鶏糞農場	肥 料 製 造
	日本ピュアフード食材(株)青森プラント	食 料 品
上 北 町	(株)司食品工業	食 品 調 味 料 製 造
東 北 町	青森県経済農業協同組合連合会	食 料 品
下 田 町	大石産業(株)	紙 ・ パ ル プ
	(株)東北鶏卵外 6 農場	畜 産 農 業
	盛南コンクリート工業(株)	窯 業 ・ 土 石
	三ツ和食品(株)	食 料 品
	東北容器工業(株)	紙 ・ パ ル プ
	沼宮内民生	食 料 品
	(有)シモダファーム	畜 産 農 業
	(株)豆仙人	食 料 品
	(有)オーガニックカンパニー	農 業
	下田タウン(株)	電 气 等 供 給

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
54.12.14		○			○		○
55.3.25		○			○		○
55.8.4		○			○		○
56.4.10		○			○		○
6.12.21	○		○	○	○		
15.4.2	○		○	○	○		
49.		○					
54.12.22		○					
53.12.7		○			○		
61.2.25(10.11.19)		○	○	○	○	○	
63.7.20(11.4.1)		○	○	○	○	○	○
61.2.25(")	○	○	○		○	○	
6.2.17	○	○			○	○	○
10.11.5	○	○	○	○	○	○	○
16.3.31	○	○	○	○	○	○	○
元.4.1		○	○		○	○	
57.7.29	○	○	○			○	
57.8.25		○			○	○	○
55.6.10	○	○	○	○	○	○	
58.6.10	○	○	○		○	○	
59.10.23		○					
59.10.24		○					
5.9.20		○			○	○	○
6.4.28	○	○	○		○	○	
12.8.9			○		○	○	○
12.8.9	○						

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
下 田 町	日本スワイン農場(株)	畜 産 農 業
天 間 林 村	青森木材防腐(株)	木 材 ・ 木 製 品
中野川流域公害対策委員会	"	"
六 ケ 所 村	青森宝栄工業(株) (株)永木精機 " 六ヶ所観光(株)	機 械 機 械 ゴ ル フ 場
東 通 村	三菱マテリアル(株) 日鉄鉱業(株)尻屋鉱業所 日鉄鉱業(株)化成品事業部青森工場	窯 業 ・ 土 石 鉱 業 " "
三 戸 町	(有)ハイランド牧場 日本スワイン農場(株) (有)留目孵化場	畜 産 農 業 " " " "
五 戸 町	(株)阿部繁孝商店 第一プロイラー(株) 五戸電子工業(株) 竹崎縫製(有) (株)十文字チキンカンパニー (有)東日本環境開発 (有)ソフトインライフ五戸 (株)川村土 (有)横町建材	食 料 品 " " 機 械 衣 服 ・ 織 維 食 料 品 产 業 廃 棄 物 处 理 " " 木 建 設 業 碎 石 業
田 子 町	(株)阿部繁孝商店 " " 福田 信雄	食 料 品 畜 産 農 業 " "
階 上 町	桑原 裕 (有)田代ファーム	畜 産 農 業 " "

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
12.9.1		○	○		○	○	
50.11.1	○	○			○	○	
51.2.28	○	○	○		○	○	
63.5.17	○	○	○	○	○	○	
2.12.1	○	○	○	○	○	○	
6.6.8	○	○	○	○	○	○	
54.7.30	○	○	○	○		○	
55.7.22	○	○					
4.4.1	○	○	○	○		○	
60.3.15(9.3.27)		○	○		○	○	
60.6.19(9.12.24)		○	○		○	○	
63.11.25		○	○		○	○	
63.3.9		○	○		○	○	○
元.7.27	○	○	○	○	○	○	○
63.3.1	○		○	○	○	○	○
2.5.25	○	○	○	○	○	○	○
4.7.13		○	○		○		○
6.6.1	○		○	○			
6.12.9	○	○	○	○	○		○
8.11.1	○		○	○	○		
8.11.1	○		○	○	○		
57.4.20		○					
3.10.14							○
14.7.16							○
62.6.11(元.7.20)		○			○		
63.8.20		○			○		

地方公共団体等名	企 業 名	業 種
階 上 町	(有)八戸ファーム	畜 産 農 業
	階上キューピーエイド株式会社	食 料 品
	合名会社福井酒造店	"
	百目木和俊	畜 産 農 業
	(株)清掃センター	産 業 廃棄物処理
	大太平洋金属(株)	"
	キューピータマゴ(株)	食 料 品
	八戸炭酸カルシウム(株)	土 石 製 造 業
福 地 村	(有)中豊建設	産 業 廃棄物処理
	(株)アイケン	産 業 廃棄物処理
南 郷 村	(有)東北有機	肥 料 製 造
	県南石材(有)	窯 業 • 土 石
	三浦商店建材部	"
	(有)泉山採石興業	"
	東北建材産業(株)	"
	岡掘 正男	畜 産 農 業
	大太平洋金属(株)	鉄 鋼
	(株)ノザワ	産 業 廃棄物処理
	三栄産業(株)	窯 業 • 土 石
	(株)大林組、住友建設(株)、鉄建建設(株)	建 設 業
倉 石 村	中当建設(株)	産 業 廃棄物処理
	十和田広域事務組合	一般廃棄物最終処分場
	(有)東北グローバル	畜 産 農 業
	布施 正志	"
	川村土木(株)	建 設 業

締結年月日 (改定年月日)	規制対象項目						
	大気	水質	騒音	振動	悪臭	廃棄物	その他
63.10.18					○		
63.11.26	○	○	○	○	○		
元.8.28	○	○					
元.8.24		○			○		
3.2.12	○	○	○	○	○	○	
3.7.19		○	○	○		○	
4.10.15	○	○	○	○	○		
2.12.15			○	○			○
13.6.26	○		○	○	○	○	
13.11.22		○	○	○	○		○
14.2.5		○	○	○	○		○
49.3.29	○	○	○	○			
"	○	○	○	○			
"	○	○	○	○			
"	○	○	○	○		○	○
59.9.1		○			○	○	
5.4.1		○	○	○		○	
7.6.30(8.1.31)		○	○	○	○	○	○
8.7.31	○	○	○	○			
11.8.16	○	○	○	○			
14.3.13	○	○	○	○	○	○	○
2.6.20		○	○	○	○	○	○
2.4.1		○			○	○	○
3.1.21		○			○	○	○
13.12.11		○	○	○	○	○	○

表58 食品中の残留農薬調査結果

1 有機塩素系農薬

(平成15年度)

品名	採取地及び種類	総B	H	C	総D	D	T	エンドリソ	ジコホール	キヤブタソ	ジロルベソト	デイルドリン	ハルヲチソ
りんご	りんご-1 りんご-2 りんご-3 りんご-4 りんご-5 りんご-6 りんご-7 りんご-8 りんご-9 りんご-10	ND ND ND ND ND ND ND ND ND ND											
残留基準値		0.2	0.2		不検出	3.0	5.0		—	—	不検出	—	1
定量下限値	精米 県内産	0.01	0.01		0.002	0.01	0.01		0.01	0.01	0.002	0.01	
	田舎商店 つがるロマン	ND	ND		—	—	—		—	—	ND	ND	
	県内産 つがるロマン	ND	ND		—	—	—		—	—	ND	ND	
玄米 残留基準値	県内産	ND	ND		ND	—	—		—	—	ND	ND	
定量下限値	七戸産	0.02	0.02		不検出	0.004	0.02		—	—	0.02	0.004	0.002
	十和田産	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	浪岡産	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	田舎商店	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
残留基準値		0.2	0.2		不検出	2.0	5.0		—	—	0.02	—	
定量下限値	七戸産	0.01	0.01		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	メロン	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	浪岡産	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	田舎商店	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
残留基準値		—	—		—	—	—		—	—	—	—	
定量下限値	七戸産	0.01	0.01		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	十和田産	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	浪岡産	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	田舎商店	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
	鶴田産	ND	ND		—	ND	ND		ND	ND	ND	ND	
残留基準値		0.2	0.2		不検出	—	—		—	—	不検出	—	
定量下限値		0.01	0.01		—	0.01	0.01		0.01	0.01	0.002	0.001	

* 単位は ppm
* NDは定量下限未満

2 農業系リソ有機

* ND注定量下限未満 単位は nm

3 農業系素養機室

(平成15年度)

* ND注定量下限參照單位往 ppm

4 カーネマート系農業

(平成15年度)

品名	採取地及び種類	アルジカブ	イソプロカルブ	エヌプロカルブ	エチオカルブ	オキサミル	カルバリル	クロロブロフタム	ジエトカルブ	ジエトカルブ	フェルブカルブ	フェルブカルブ
りんご	りんご-1	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-2	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-3	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-4	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-5	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-6	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-7	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-8	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-9	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	りんご-10	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
板卵座	つがる	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
相馬座	つがる	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
弘前座	未來ライフ	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
尾上座	つがる	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
浪岡座	さんさ	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
残留基準値		—	—	—	5.0	2.0	1.0	—	5.0	—	1.0	0.3
定量下限値	県内産 田舎煎茶	0.01	0.01	0.01	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
精米	ゆめあかり つがるロマン	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	県内産 田舎煎茶	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	県内産 田舎煎茶	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
玄米	県内産 つがるロマン	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
殘留基準値		0.02	0.5	0.1	—	0.02	1.0	—	0.2	—	1.0	0.02
定量下限値	七日庵 十和田庵	0.02	0.02	0.02	ND	ND	—	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
きゅうり	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
田舎煎茶	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
鶴田庵	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
残留基準値		—	—	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
定量下限値	七日庵 浪岡庵	—	0.01	0.01	—	2.0	—	5.0	0.2	—	1.5	—
メロン	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
田舎煎茶	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
鶴田庵	—	—	—	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
残留基準値		—	—	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
定量下限値	七日庵 十和田庵	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
いんげん	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
田舎煎茶	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
鶴田庵	—	—	—	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
残留基準値		—	—	—	ND	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
定量下限値	七日庵 浪岡庵	0.01	0.01	0.01	—	2.0	—	5.0	0.2	—	1.0	0.01

* 単位は ppm * NDは定量下限未満

5 ピレスロイド系農葉

(平成15年度)

品名	採取地及び種類	シハロトリソ	シフルトリソ	シペルメトリソ	テフルトリソ	テルタメトリソ	フェンバレーント	フルトリキート	フルトリカルト
りんご	りんごー1 りんごー2 りんごー3 りんごー4 りんごー5 りんごー6 りんごー7 りんごー8 りんごー9 りんごー10	ND ND ND ND ND ND ND ND ND ND							
板鶴雀	つがる 相模雀	ND ND							
弘前雀	未来ライフ	0.02	ND						
尾上雀	つかる	ND							
浪岡雀	さんさ	ND							
残留基準値		0.4	1.0	—	0.2	2.0	0.50	0.5	2.0
定量下限値	県内産 田舎町産 県内産 県内産	0.01 ND ND ND	0.02 ND ND ND	0.01 ND ND ND	0.01 ND ND ND	0.01 ND ND ND	0.02 ND ND ND	0.02 ND ND ND	0.01 ND ND ND
精米	ゆめあかり つがるロマン つがるロマン つがるロマン	ND ND ND ND							
玄米	県内産 田舎町産 田舎町産 田舎町産 鶴田産	— ND ND ND ND							
残留基準値	七日産 十和田産	0.04 ND	0.04 ND	0.02 ND	0.04 ND	0.04 ND	0.02 ND	0.02 ND	0.02 ND
きゅうり	浪岡産	ND							
メロン	浪岡産 田舎町産	ND ND							
残留基準値	鶴田産	0.5	2.0	0.5	—	0.2	0.20	1.0	0.5
定量下限値	七日産 浪岡産	0.01 ND	0.04 ND	0.01 ND	0.01 ND	0.01 ND	0.02 ND	0.02 ND	0.01 ND
いんげん	田舎町産 鶴田産	ND ND							
残留基準値		0.5	0.5	0.5	—	0.1	0.20	—	0.10
定量下限値	七日産 十和田産	0.01 ND	0.02 ND	0.01 ND	0.01 ND	0.01 ND	0.02 ND	0.02 ND	0.02 ND
定量下限値	いんげん	0.01	0.04	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02
残留基準値		0.02	0.04	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02

* 単位は ppm * NDは定量下限未満

その他の農薬

(平成15年度)

* NDは定量下限未満

7 食肉及びホタテ中の有機塩素系農薬

(平成15年度)

検体名	検体数	総DDT	ディルドリン	エンドリン	ヘプタクロル (ヘptaクロルエボキシドを含む)
牛肉	7	ND	ND	—	ND
豚肉	7	ND	ND	—	ND
鶏肉	7	ND	ND	—	ND
ホタテガイ	5	ND	ND	ND	ND
暫定基準値		5	0.2	—	0.2
定量下限値		0.0025	0.0025	0.0025	0.0013

*単位は ppm * NDは定量下限未満

8 ホタテガイの有機スズ化合物

(平成15年度)

検体名及び産地	ジブチルスズ	トリブチルスズ	トリフェニルスズ
ホタテガイ平内	ND	ND	ND
ホタテガイ野辺地	ND	ND	ND
ホタテガイ野辺地	ND	ND	ND
ホタテガイ横浜	ND	ND	ND
ホタテガイ横浜	ND	ND	ND
ホタテガイむつ	ND	ND	ND
ホタテガイ川内	ND	ND	ND
定量下限値	0.02	0.02	0.02

*単位は ppm * NDは定量下限未満

9 魚介類の水銀

(平成15年度)

検体名	総水銀値
サメ	0.464
サメ	0.351
ホッケ	0.107
エイ	0.098
カレイ	0.024
暫定期制値	*1
定量下限値	0.005

*単位は ppm * NDは定量下限未満

*1 水銀の暫定期制値は総水銀としては0.4ppm（ただし、マグロ類（マグロ、カジキ及びカツオ）及び内水面水域の河川産の魚介類については適用しない）

表59 公害防止管理者等選任届出状況

平成16年3月末現在

業種	特定工場	公害防止担当者	公害防止主任者	公害管理者				理管者
				大気	水質	防害係	防護係	
食料品・飲料・飼料・たばこ	13	10(9)		第1種	第2種	第3種	第4種	第1種 4(3)
衣服・その他の繊維製品	1	1(1)			1(1)	9(4)		1(1)
木材・木製品(家具を除く)	2	1(0)				1(0)	1(1)	1(0)
パルプ・紙・紙加工品	2	2(2)	1(1)			1(1)	1(1)	
化 学 工 業	3	3(3)	1(1)		2(2)	1(1)	1(1)	
石油製品・石炭製品	32	13(10)			3(1)	30(24)		9(8)
プラスチック製品	1	1(1)				1(1)		
織 繊 業・土石製品	78	32(27)		1(1)	1(1)	3(2)	9(7)	1(1)
鉄 鋼 業	3	3(3)	1(1)		2(2)	1(0)	0(0)	
非 鉄 金 属	2	2(1)	1(1)	1(1)			1(1)	
金 属 製 品	3	1(0)					3(1)	
一 般 機 械 器 具	0							
電 気 機 械 器 具	4	4(3)				2(2)	4(3)	
精 密 機 械 器 具	4	4(4)					4(3)	
電 気 供 給 業	2	2(2)			2(2)			
ガス供給業	1					1(1)		
そ の 他	3	3(3)	1(1)		1(2)	2(1)	1(1)	
合 計	154	82(69)	4(4)	3(3)	1(1)	15(13)	57(41)	2(2) 16(12) 0(0) 7(3) 83(52) 3(3)

() は公害防止管理者等の代理者数

10 上 水 道

表60 水道普及状況

(平成15年3月31日現在)

行政区域内人口	計画給水人口	現在給水人口	水道普及率
1,456,921人	1,654,262人	1,414,373人	97.1 %

表61 県内水道水源別取水量

(平成15年3月31日現在) (千m³/年)

水道種別		上 水 道	簡 易 水 道	計
表 流 水	自 流 水	66,069 40.1%	2,540 24.2%	68,609 39.2%
	ダ ム	34,930 21.2%	— 0.0%	34,930 19.9%
	小 計	100,999 61.3%	2,540 24.2%	103,539 59.1%
地 下 水		53,493 32.5%	5,914 56.5%	59,407 33.9%
湧 水 等		10,167 6.2%	2,020 19.3%	12,187 7.0%
計		164,659 100%	10,474 100%	175,133 100%

11 下 水 道

表62 下水道終末処理場整備状況

(平成16年4月)

都市名	処理場名	処理能力(m ³ /日最大)		流入水量 m ³ /日 (日最大)	放流水域
		認可計画	現況		
青森県	岩木川浄化センター	145,180	80,600	76,800	岩木川水系平川
	馬淵川浄化センター	370,290	24,000	15,190	八戸第二工業港
	十和田湖浄化センター	8,710	7,275	2,578	奥入瀬川
青森市	八重田浄化センター	138,100	78,100	73,404	陸奥湾
	新田浄化センター	52,800	26,400	11,890	陸奥湾
弘前市	弘前市下水処理場	53,100	53,100	35,570	岩木川水系平川
八戸市	東部終末処理場	87,500	50,000	39,293	八戸第一工業港
	旭ヶ丘住宅団地汚水処理場	1,480	1,480	841	松山都市下水路
	是川住宅団地汚水処理場	2,210	2,210	917	新井田川
五所川原市	五所川原市浄化センター	19,940	13,290	10,660	岩木川水系旧十川
	広田汚水処理場	2,480	2,480	2,480	"
十和田市	十和田下水処理場	19,750	19,750	23,960	奥入瀬川
三沢市	三沢市浄化センター	13,180	13,180	5,500	三沢川
むつ市	むつ下水浄化センター	3,470	1,735	778	新田名部川
木造町	木造町浄化センター	4,020	2,020	1,260	中の川
相馬村	湯口浄化センター	1,100	1,100	895	岩木川水系棚内川
鶴田町	鶴田浄化センター	2,810	1,405	788	沼堰排水路
新郷村	戸来浄化センター	830	415	370	五戸川
十和田湖町	焼山浄化センター	704	704	233	奥入瀬川
碇ヶ関村	碇ヶ関浄化センター	1,500	750	657	農業用排水路
川内町	川内町浄化センター	2,500	1,250	380	川内川
鰯ヶ沢町	鰯ヶ沢浄化センター	2,520	1,260	270	中村川
七戸町	七戸町浄化センター	2,200	1,100	207	高瀬川
上北町	上北中央環境センター	1,800	900	173	高瀬川
東北町	東北町浄化センター	1,800	900	245	高瀬川
天間林村	天間林浄化センター	1,400	700	177	高瀬川
六ヶ所村	六ヶ所村中部浄化センター	2,880	720	276	老部川
	六ヶ所村北部浄化センター	2,400	1,200	336	馬門川
脇野沢村	脇野沢浄化センター	900	900	271	辰内川
東通村	東通村中地区浄化センター	606	303	214	田名部川
市浦村	相内地区浄化センター	700	700	72	相内川
岩崎村	岩崎浄化センター	730	365	103	泥川
車力村	富蒼浄化センター	1,300	650	113	農業用排水路
大畠町	大畠浄化センター	1,200	1,200	-	"
大間町	大間町浄化センター	2,000	1,000	-	大間川

12 自然保護

表63 自然公園内許可等の推移

公園別	公園名	年 度		9	10	11	12	13	14	15
		9	10	11	12	13	14	15		
國立公園	十和田八幡平	86	77	67	0	0	0	0	0	0
國定公園	下北半島 津輕	29 120	40 121	51 142	37 112	40 87	28 93	25 87		
県立自然公園	浅虫夏泊	7	3	2	4	4	6	1		
	大鰐碇ヶ関温泉郷	5	0	13	2	4	5	2		
	種差海岸階上岳	17	6	19	13	17	17	23		
	名久井岳	4	8	11	7	7	13	8		
	芦野池沼群	4	2	1	0	3	3	1		
	黒石温泉郷	3	2	0	1	1	4	1		
	岩木高原	2	2	4	6	6	5	0		
	赤石溪流暗門の滝	16	10	9	5	8	6	3		
計		293	272	319	187	177	180	151		

表64 自然公園美化対策一覧表

委託事業

(平成15年度)

自然公園名	委託先	委託料	事業内容
十和田八幡平国立公園	社団法人十和田湖 国立公園協会	千円 1,500	車道及び歩道沿線、園地等 の清掃
下北半島国定公園	むつ市	488	園地等の清掃
	大畠町	488	"
	東通村	488	"
	佐井村	488	"
	脇野沢村	488	"
津軽国定公園	三厩村	488	園地等の清掃
	木造町	488	"
	深浦町	488	"
	岩崎村	488	"
	岩木町	488	"
	小泊村	488	"
合 計		6,868	

表65 自然公園保護対策一覧表

委託事業

(平成15年度)

自然公園名	事業名	事業費	事業内容
津軽国定公園	ベンセ湿原保全管理事業	2,886千円	カヤ等の刈り払い
"	ベンセ湿原植生等調査事業	995千円	植生や地下水の調査
十和田八幡平 国 立 公 園	奥入瀬渓流植生復元事業	798千円	草木類の移植

表66 鳥獣保護関係施設一覧

(平成15年度末現在)

施設	目的	所在地	設置年月	規模等	備考
鳥獣保護センター	傷病鳥獣を保護収容する。	平内町大字 小湊字新道 (青少年の 森地内)	昭和 61年 1月	木造モルタル平屋建 管理舎 30.2m ² 治療舎 21.6m ² 救護舎 51.8m ² 水きん類放飼場 663m ² 獸類放飼場 81m ²	

表67 県内鳥獣関係天然記念物

(国 指 定)

(平成16年3月31日現在)

名 称	所在地又は 主な生息地	指 定 年 月 日	特別天然記念物指定
小湊のハクチョウ およびその渡来地	東津軽郡平内町 青森市	大正11年3月8日	昭和27年3月29日
カモシカ	県下一円(全国)	昭和9年5月1日	昭和30年2月15日
下北半島のサルおよび サル生息北限地	下 北 郡	昭和45年11月11日	
蕪島ウミネコ繁殖地	八 戸 市	大正11年3月8日	
クマゲラ	県下一円(全国)	昭和40年5月12日	
イヌワシ	"	"	
オジロワシ	"	昭和45年1月23日	
オオワシ	"	"	
コクガン	"	昭和46年5月19日	
マガン	"	昭和46年6月28日	
ヒシクイ	"	"	
ヤマネ	"	昭和50年6月26日	

(県 指 定)

名 称	所在地又は 主な生息地	指 定 年 月 日	備 考
十三湖の白鳥	北津軽郡市浦村	昭和35年3月26日	
大湊湾の白鳥	むつ市	昭和35年6月24日	
小川原湖のハクチョウ	上北沢郡市	昭和47年12月6日	
藤崎のハクチョウ	南津軽郡藤崎町	昭和51年1月26日	

13 環境放射線等

表68 原子力施設環境放射線等調査結果（平成15年度）

1 原子燃料サイクル施設

(1) 空間放射線

調査対象	調査地點			単位	測定値
空間放射線量率	モニタリングステーション	測定地點	尾駿局他計5局	n Gy/h	13～96
		比較対照地點	青森局		19～80
	モニタリングポスト	測定地點	横浜町他計6局		11～87
	モニタリングカー	測定地點	尾駿他23地点		11～23
		比較対照地點	青森市1地点		20～21
積算線量	測定地點	尾駿他23地点	$\mu\text{Gy}/91\text{日}$	$\mu\text{Gy}/91\text{日}$	88～124
	比較対照地點	青森市1地点			107～114

(2) 環境試料中の放射能

ア. 大気浮遊じん中の全アルファ及び全ベータ放射能

調査地點	単位	測定値	
		全アルファ	全ベータ
モニタリングステーション尾駿局他計5局		*～0.24	*～1.2
比較対照地點	mBq/m^3	*～0.22	*～1.2
モニタリングステーション青森局			

(注) * : 検出限界以下を示します。

イ. 大気中の気体状ベータ放射能（クリプトン-85換算）

調査地點	単位	測定値
モニタリングステーション尾駿局他計5局		N D
比較対照地點	mBq/m^3	
モニタリングステーション青森局		N D

(注) N D : 定量下限値未満を示します。

ウ. 核種分析

調査対象		単位	セシウム-137		トリチウム		炭素-14		ストロンチウム-90		フルトニウム		ウラン		ヨウ素-129		アメリシウム-241		キヨリウム-244		
検体数	測定値		検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	
陸上	大気浮遊じん	mBq/m ³	20	ND	-	-	-	-	20	ND	20	ND	4	ND							
	大気(水蒸気状)		-	-	24	ND	-	-	-	-	-	-	-	-							
	降下物	Bq/m ³	12	ND~0.2	-	-	-	-	1	0.21	1	0.009	1	2.1							
	雨 水	mBq/l (トリチウムはBq/l)	-	-	12	ND	-	-	-	-	-	-	-	-							
	河 川 水		2	ND	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-							
	湖 沼 水		8	ND	8	ND	-	-	4	ND	-	-	-	-							
	水 道 水		4	ND	4	ND	-	-	4	ND	-	-	-	-							
	井 戸 水		4	ND	4	ND	-	-	4	ND	-	-	-	-							
	河 底 土		2	ND,5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	湖 底 土	Bq/kg乾	3	8~19	-	-	-	-	3	ND~0.4	3	0.42~1.5	2	69,130		3	0.14~0.60	3	ND		
	表 土		3	ND~15	-	-	-	-	3	0.4~2.0	3	0.13~0.50	3	7.6~82	3	ND	3	0.06~0.25	3	ND	
	農畜産物		14	ND	-	-	-	-	14	ND~0.06	-	-	6	ND							
試料	牛乳(原乳)	Bq/l	2※	ND	-	-	2※	93,94	2※	ND	2※	ND	1※	ND							
	精米		2	ND	-	-	-	-	2	0.15,0.17	2	ND	1	ND							
	野菜		1	ND	-	-	-	-	1	0.17	1	ND	1	ND							
	ダイコン		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	ナガイモ,バレイショ		4	ND	-	-	-	-	4	0.13~1.0	4	ND	4	ND							
	牧草		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	淡水産食品		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	ワカサギ		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	シジミ		2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.04,0.08							
	指標生物		松葉																		
海	海水	mBq/l (トリチウムはBq/l)	6	ND	6	ND	-	-	6	ND~3	6	ND	-	-							
	海底土		3	ND	-	-	-	-	3	ND	3	0.20~0.71	-	-		3	0.06~0.32	3	ND		
	ヒラメ	Bq/kg生	1	ND	1	ND	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	ホタテ,アワビ		1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	ND	-	-							
	コノブ	Bq/kg生	1	ND	-	-	-	-	1	ND	1	0.003	-	-							
	チガイン		2	ND	-	-	-	-	2	0.05	2	ND,0.006	-	-							
	ムラサキイガイ		2	ND	-	-	-	-	2	ND	2	ND,0.002	-	-							
	指標生物		4	ND	-	-	-	-	4	ND	4	ND	4	ND							
比較市	大気浮遊じん	mBq/m ³	-	-	12	ND	-	-	-	-	-	-	-	-							
	大気(水蒸気状)		-	-	7	ND	-	-	1	2.2	1	0.18	1	38	1	ND	1	0.10	1	ND	
	表土	Bq/kg乾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	精米	Bq/kg生	-	-	-	-	-	-	94	-	-	-	-	-	2	0.06,0.07					
	指標生物(松葉)	Bq/kg生	2	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	10	-	10	-	
計		-	109	-	73	-	3	-	86	-	60	-	32	-	4	-	10	-	10	-	

(注) ND: 定量下限値未満を示します。

*精米については尾駒の米が収穫できなかつたため、欠測とした。

(3) 環境試料中のフッ素

調査対象	単位	地点数	検体数	測定値
大気	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	1	4	ND
大気 (気体状フッ素)	p p b	1	連続	ND
河川水	mg/ℓ	2	2	ND
湖沼水		2	6	ND~0.8
河底土	$\text{mg}/\text{kg乾}$	2	2	120,150
湖底土		2	2	130,190
牛乳	mg/ℓ	2	6	ND
精米	$\text{mg}/\text{kg生}$	1	※	-
牧草	$\text{mg}/\text{kg生}$	1	2	ND,0.2
計		14	24	

※粒子状フッ素及び気体状フッ素の合計

(注) ND : 定量下限値未満を示します。

※精米については、尾駆の米が収穫できなかったため、欠測とした。

比較対照（青森市）

調査対象	単位	地点数	検体数	測定値
大気	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$	1	4	ND
大気 (気体状フッ素)	p p b	1	連続	ND

※粒子状フッ素及び気体状フッ素の合計

(注) ND : 定量下限値未満を示します。

表69 日本原子力研究所むつ事業所周辺地域における放射線調査結果

空 間 放 射 線

(平成15年度)

調 査 対 象	地 点 名	単 位	測 定 値
積 算 線 量	浜 関 根	$\mu\text{Gy}/91\text{日}$	107~116
	美 付		101~110
	関 根		103~109
	水 川 目		102~108

表70 環境放射能水準調査結果

(1) ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果

(平成15年度)

調査対象	調査地点	単位	検体数	測定値		
				セシウム-137	ヨウ素-131	カリウム-40
降下物	青森市	MBq/km ²	12	ND~0.17	—	ND~5.9
陸水	上水(蛇口水)	mBq/l	1	ND	—	29
土壤	0-5cm	Bq/kg乾土	1	6.9	—	300
		MBq/km ²		270	—	12,000
	むつ市	Bq/kg乾土	1	2.3	—	260
		MBq/km ²		97	—	11,000
	5-20cm	Bq/kg乾土	1	6.7	—	270
		MBq/km ²		630	—	25,000
		Bq/kg乾土	1	ND	—	270
		MBq/km ²		ND	—	46,000
	精米	Bq/kg生	1	ND	ND	31
野菜	ダイコン	Bq/kg生	1	ND	—	62
	キャベツ		1	0.053	—	64
	むつ市		1	ND	—	66
	ジャガイモ		1	ND	—	120
牛乳	青森市	Bq/l	1	0.031	ND	49
日常食	青森市	Bq/人・日	2	ND	—	86、100
海水	陸奥湾	mBq/l	1	ND	ND	11,000
			1	ND	ND	8,400
海底土	関根浜沖	Bq/kg乾土	1	ND	—	71
	陸奥湾		1	5.2	—	340
海産生物	藻類(ワカメ)	Bq/kg生	1	ND	—	290
	深浦町		1	ND	—	230
	魚類(カレイ)		1	0.079	—	110
	貝類(ムラサキイガイ)		1	ND	—	39
	貝類(ホタテ)		1	ND	—	84

(注) ND : 検出限界以下を示します。

(2) 原乳中のヨウ素-131測定結果

(検出器：ゲルマニウム半導体検出器)

調査地点：青森市

採取年月日	15.6.26	15.7.24	15.8.25	15.10.21	15.11.17	15.12.2
放射能濃度(Bq/L)	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D

(注) N.D : 検出限界以下を示します。

(3) 定時降水試料による月間降下物試料中の全ベータ放射能測定結果

(検出器：ガスフローGM計数装置、調査地点：青森市)

採取年月	降水量 (mm)	降 水 の 定 時 採 取 (定時降水)				月間降下量 (MBq/km ²)	
		放 射 能 濃 度 (Bq/L)					
		測 定 数	最 低 値	最 高 値			
平成15年 4月	96.6	8	N.D	1.9	29		
5月	62.6	5	0.28	1.7	21		
6月	115.2	8	N.D	0.73	1.2		
7月	76.2	7	N.D	0.31	0.86		
8月	161.7	9	N.D	0.42	13		
9月	147.9	12	N.D	0.37	3.0		
10月	105.1	13	N.D	1.8	24		
11月	87.5	9	N.D	4.0	95		
12月	79.5	11	N.D	5.3	150		
平成16年 1月	63.8	16	N.D	1.6	45		
2月	84.5	14	0.32	4.2	110		
3月	69.1	12	0.51	4.5	110		
年 間 値	1,149.7	124	N.D	5.3	0.86～150		

(注) N.D : 検出限界以下を示します。

(4) 空間放射線量率測定結果 (単位 : nGy / h)

測定年月	モニタリングポスト			サーバイメータ
	最低値	最高値	平均値	
平成15年 4月	27	50	30	61
5月	28	56	29	59
6月	27	52	30	61
7月	27	43	29	59
8月	28	45	30	61
9月	28	50	30	61
10月	28	54	30	65
11月	28	74	30	57
12月	25	80	31	53
平成16年 1月	21	77	29	42
2月	19	52	25	40
3月	22	56	28	40
年 間 値	19	80	29	40~65

(注) サーバイメータの測定値は、宇宙線の寄与（約30nGy / h）を含む。

2 東通原子力発電所

(1) 空間放射線

調査対象	調査地點			単位	測定値
空間放射線量率	モニタリングステーション	測定地點	小田野沢局他計3局	nGy/h	13~80
	モニタリングポスト	測定地點	六ヶ所泊局		15~86
	モニタリングカー	測定地點	白糠他9地点		11~21
積算線量	測定地點	大平滝浄水場他10地点	$\mu\text{Gy}/91\text{日}$	83~114	
	比較対照地點	川内町1地点		94~103	

(2) 環境試料中の放射能

ア. 大気浮遊じん中の全ベータ放射能

調査地點	単位	測定値
モニタリングステーション小田野沢局他計3局	mBq/m^3	0.022~9.0

イ. 大気中のヨウ素-131

調査地點	単位	測定値
モニタリングステーション小田野沢局他計3局	mBq/m^3	N.D

(注) N.D : 定量下限値未満を示します。

ウ. 核種分析

調査対象		単位	セシウム-137		ヨウ素-131		トリチウム		ストロンチウム-90		ブルトニウム	
			検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値	検体数	測定値
陸	大気浮遊じん	mBq/m ³	36	ND								
	降下物	Bq/m ³	12	ND					1	0.15	1	0.005
	河川水		2	ND			2	ND				
	水道水	mBq/l	16	ND			16	ND				
	井戸水		4	ND			4	ND				
上	表土	Bq/kg乾	2	ND							2	ND, 0.09
	精米		2	ND					2	ND		
試	野菜	Bq/kg生	1	ND					1	ND		
	バレイショ		2	ND					2	0.13		
	ダイコン		1	ND	1	ND			1	0.15		
	ハクサイ		1	ND	1	ND			1	0.22		
	アブラナ											
料	牛乳(原乳)	Bq/l	8	ND	8	ND			8	ND~ 0.06		
	牛肉		1	ND					1	ND		
	牧草	Bq/kg生	2	ND, 2.8	1	ND						
	指標生物	松葉		ND					2	0.14, 0.31		
海	海水	mBq/l	6	ND			6	ND				
	海底土	Bq/kg乾	3	ND							3	0.28~ 0.67
洋	魚類	ヒラメ		ND					1	ND		
	カレイ		1	ND					1	ND		
	ウスメバル		1	ND					1	ND		
	コウナゴ		1	ND					1	ND		
試	貝類	アワビ		ND					1	ND	1	0.013
	ホタテ		1	ND					1	ND	1	ND
	海藻類	コンブ	2	ND	2	ND			2	ND	2	0.003, 0.004
	その他	タコ		ND					1	ND		
料	指標生物	ムラサキイガイ		ND					2	ND	2	ND
(比較内町照)	表土	mBq/kg乾	1	9							1	0.10
	指標生物	松葉	Bq/kg生	2	ND				2	1.0, 1.1		
	計		-	115	-	13	-	28	-	32	-	13

(注) ND: 定量下限値未満を示します。

14 環境行政のあゆみ

年 月	県 内	全 国
平成15. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会技術部会を開催 ○ 「03むつ湾東岸美浜推進DAY」として、野辺地町、横浜町で海岸清掃実施 ○ ベンセ湿原水質等調査開始 ○ 県、県立自然ふれあいセンターで自然情報誌「ネットワーク梵珠」第117号発行（以降平成16年3月までに第120号発行） ○ 「青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則」の一部改正 ○ 県、県立自然ふれあいセンターで「梵珠だより」第44号発行（以降平成16年3月までに第47号発行） ○ 奥入瀬溪流植生復元作業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自然公園法の一部を改正する法律」施行 ○ 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「環境・エネルギー産業創造特別区域計画」が国から認定 ○ 「白神山地世界遺産地域連絡會議」が青森市で開催され、核心地域27ルートへの入山（青森県側）手続きを、現行の許可制から届出制へ変更（平成15年7月から実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律」公布 ○ 「第4回『環の国くらし会議』」開催（熊本） ○ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」公布 ○ 「平成15年版循環型社会白書」

年 月	県 内	全 国
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4回青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会を開催 ○ 八甲田山高山植物盗掘防止パトロールを実施 ○ 「03西海岸美化推進DAY」として、鰺ヶ沢町、深浦町、岩崎村で海岸清掃実施 	<p>及び「平成15年版環境白書－地域社会から始まる持続可能な社会への変革－」閣議決定・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「エコライフフェア2003」開催（東京） ○ 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」公布 ○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 ○ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」公布 ○ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律」公布 ○ 「2003かおり風景フォーラムin別府」開催（大分県別府市） ○ 「平成14年度農用地土壤及び農作物に係るダイオキシン類実態調査結果」公表
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 白神山地世界遺産地域巡回パトロールを実施 ○ 「八戸市新エネルギー等地域集中実証研究」をNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が事業採択 ○ 青森・岩手県境不法投棄事案に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国星空継続観察(スターウォッチングネットワーク)」（夏期）実施 ○ 「環境の保全のための意欲の增进及び環境教育の推進に関する法律」公布

年 月	県 内	全 国
	係る合同検討委員会報告を青森・岩手両県知事に提出し、合同検討委員会及び技術部会終結 ○ 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を設置	
8	○ 県境不法投棄現場の廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針決定 ○ ベンセ湿原植生調査実施 ○ 青森県野生猿保護管理対策協議会（下北半島地区）を開催	○ 「『環境立国』実現のための廃棄物リサイクル対策」公表
9	○ 奥入瀬渓流マイカー規制施行 ○ 県境再生対策推進本部を設置 ○ 県境不法投棄対策チームを発展的に解消し、県境再生対策室を設置 ○ 青森県自然環境保全審議会を開催（オスキジ、オスヤユビリの捕獲期間の制限について）	○ 「平成14年度大気汚染の状況について」公表 ○ 「星空の街・あおぞらの街」全国大会（静岡県浜松市）
10	○ 「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」を会長県として開催（東京都） ○ 白神岳二股コース開設（L=3.9km）	○ 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」一部施行
11	○ 十和田湖環境保全会議を開催 ○ 第1回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催 ○ 青森・岩手県境不法投棄案に係る特定支障除去等事業実施計	○ 「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」公布（生活環境項目に全亜鉛を追加） ○ 「平成14年度地下水質測定結果」公表

年 月	県 内	全 国
12	<p>画書を環境省に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 津軽国定公園内土石採取不許可処分に対する不服裁判申請を公害等調整委員会が棄却 ○ 青森県野生猿保護管理対策協議会（下北半島地区）を開催 ○ 「青森県自然公園条例の一部を改正する条例」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成14年度公共用水域水質測定結果」公表 ○ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」施行 ○ 「第6回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」開催（仙台市） ○ 「平成14年度悪臭防止法施行状況調査」、「平成14年度騒音規制法施行状況調査」及び「平成14年度振動規制法施行状況調査」公表
平成16. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「青森県産業廃棄物税条例」及び「青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」施行 ○ 第2回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催 ○ 青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書について、環境省の同意を得る ○ 県レッドデータブック掲載種についての再検討を行う「青森県生物多様性保全対策検討会」を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「全国星空観察（スタートネットワーク）」（冬季）実施 ○ 産廃特措法に基づく「岩手県実施計画案」及び「青森県実施計画案」環境大臣が同意 ○ 「第5回『環の国くらし会議』（最終回）」開催（東京）

年 月	県 内	全 国
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2回「青森県木質バイオマス利用推進シンポジウム」を開催 ○ 「あおもり省エネルギーフォーラム2004」を開催 ○ むつ湾アクアフレッシュ協議会を開催 ○ 第21回青森県環境審議会を開催（平成16年度公共用水域の水質の測定に関する計画案等） ○ 青森県自然環境保全審議会を開催（下北半島のニホンザルの特定鳥獣保護管理計画の策定など） ○ 青森県自然環境保全審議会を開催（特定鳥獣保護管理計画－下北半島のニホンザルについて） ○ 下北半島ツキノワグマ保護管理検討会を開催 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回青森県環境影響評価審査会を開催（平成15年度環境影響評価審査会の審査状況等） ○ 「青森県木質バイオマス有効利用システム策定検討委員会（第3回）」を開催 ○ 青森・岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会を設置し、第1回委員会を開催 ○ 第3回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催 ○ 「青森県立自然公園条例施行細 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「こどもエコクラブ全国フェスティバル in せんだい」開催（仙台市） ○ 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」告示（要監視項目の見直し）

年 月	県 内	全 国
	<p>則の一部を改正する規則」公布</p> <p>○ 岩木川上流地域野生猿管理対策 検討会を開催</p>	

15 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成8年12月24日
青森県条例第43号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針（第九条）

第二節 環境計画（第十条）

第三節 環境の保全及び創造のための施策等（第十一条—第二十三条）

第四節 地球環境の保全の推進等（第二十四条・第二十五条）

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進（第二十六条—第二十九条）

附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原生的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地に存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壤の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加

と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球的規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵澤を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければ

ならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを目指として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するまでの課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する

る施策に協力するよう努めなければならない。

(青森県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。
- 五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- 六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節 環境計画

(環境計画)

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向

三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針

四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

- 3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境計画を定めたときに、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一條 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二條 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十三條 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

第十六条 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的遺産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用(以下「資源の循環的な利用等」という。)が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

第十八条 県は、事業者が行う環境管理(事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。)を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気の汚染等の防止についての配慮)

第二十三条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染の防止について特に配慮するものとする。

第四節 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第二十四条 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行う

ことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

第二十五条 知事は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十六条 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第二十七条 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十八条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

16 環境用語の解説

【あ】

アイドリング・ストップ

大気汚染防止を目的とし、自動車の駐・停止中にエンジンを不必要に「アイドリングすることを自粛すること。環境庁では平成8年度の環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリングストップ運動」を提唱している。

大気汚染や騒音・悪臭の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の大幅な排出抑制につながる。

青 潮

富栄養化した内海の表層で増殖したプランクトンが死に下層へ沈殿し、底層で分解される過程で酸素が消費され、酸素濃度は次第に低下する。この貧酸素状態になった底層の水塊が表層にまで上昇し、海水が青くみえる現象のことを指して青潮という。赤潮同様に魚介類の大量死を発生させことがある。

赤 潮

プランクトンの異常増殖により海水が着色する現象であり、有害プランクトンや、一時的に酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類のへい死など、漁業被害を伴うこともある。

悪臭原因物

特有の臭いを発生する物質は約40万種類にも及ぶといわれているが、その代表的なものとしては、硫化水素、塩素ガス等の無機化合物のほか、脂肪酸、アミン等の窒素化合物、メチルメルカプタン等の硫黄化合物等の有機化合物がある。

なお、「悪臭防止法」では、生活環境を損なうおそれのある次の22物質を特定悪臭物質として指定し規制している。

	特定悪臭物質	化 学 式	に お い
1	アンモニア	NH ₃	し尿のようなにおい
2	メチル メルカプタン	CH ₃ SH	腐ったタマネギ のようなにおい
3	硫化水素	H ₂ S	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	(CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツ のようなにおい
5	二硫化メチル	CH ₃ S ₂ CH ₃	
6	トリメチルアミン	(CH ₃) ₃ N	腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド	CH ₃ CHO	刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオン アルデヒド	CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な 甘酸っぱい 焦げたにおい
9	ノルマルブチル アルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO	
10	イソブチル アルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCHO	
11	ノルマルバレル アルデヒド	CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような 甘酸っぱい 焦げたにおい
12	イソバレル アルデヒド	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO	
13	イソブタノール	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵したにおい
14	酢酸エチル	CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅	刺激的なシンナー のようなにおい
15	メチル イソブチルケトン	CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂	
16	トルエン	C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのようなにおい
17	スチレン	C ₆ H ₅ CH=CH ₂	都市ガスのようなにおい
18	キシレン	C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂	ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸	CH ₃ CH ₂ COOH	刺激的な酸っぱいにおい
20	ノルマル酪酸	CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗くさいにおい
21	ノルマル吉草酸	CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下 のようなにおい
22	イソ吉草酸	(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH	

アジェンダ21

1992年6月にブラジルで開催された地球サミットにおいて採択された「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものである。

なお、アジェンダとは課題という意味である。

アスベスト（石綿）

保温・耐火材として用いられる蛇紋石や角閃石から採取する繊維状の鉱物。材質は軟らかく、摩耗や熱に強いため、さまざまに加工できる。用途はボイラー やスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、クラッチ、石油ストーブの芯など3,000種に及ぶ。しかし大量に吸うと、肺ガン等の原因になる。

アメニティ（Amenity）

「快適さ」、「感じのよさ」と訳されている。環境面では、豊かな緑、清らかな水辺、ゆとりある空間、美しい街並み、歴史的・文化的遺産などがバランスよく備わった状態をいい、人間性豊かな生活を保証し、地域の活性化を推進していく基盤ともなる。

硫黄酸化物（SO_x）

石油等の燃焼により生じる硫黄と酸素の化合物の総称。二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃、無水硫酸）など6種類ほどある。

SO_xは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

閾 値（いきち）

その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値をいう。つまり、その値又はそれ以下の値であれば現在までの知見では直接又は間接の影響が観察されなかった値。

一律基準

工場等が遵守すべき規制基準として、国が一律に定めた基準をいう。

一酸化炭素（CO）

無色・無味・無臭の気体で、炭などの不完全燃焼、自動車の排ガスにより発生する。一酸化炭素中毒は、血液中のヘモグロビンとの結合により酸欠をきたし、中枢神経をまひさせるものである。

移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。工場のボイラー、金属加熱炉、硝子溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等の固定発生源に対し、移動発生源として自動車、船舶、航空機がある。

上乗せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出（水）の規制に関して、都道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を拡げるもの（「横出し」と呼ばれる。）等を含めて使われる場合がある。

エコロジー運動

人間も生態系の一部であるという観点から、自然環境と共生する生活や社会を構築することを目指した運動のことを指す。自然保护や公害防止はもとより、食品安全やリサイクル運動、省エネ・省資源活動なども広く含むものである。

塩化水素（HCl）

常温では刺激臭の強い無色の気体、空气中では、水分を凝縮して白い霧となる。ガス状塩化水素は粘膜を刺激し、粘膜に炎症を起こさせる。

ND (Not Detected)

「検出されず」の意味。JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることを言う。

MPN (Most Probable Number)

最確数という。

環境基準に設定されている大腸菌群数の測定方法として定められている最確法を行う際に用いられる。この方法を用いて測定した大腸菌群数については、MPN／100mlと表記する。

加えて所定の条件で培養し、増殖又は所定の反応のみられた試験管数から試料中の細菌数を算出する際の基準となる。

オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称である。

このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日ざしの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

オゾン (O_3)

空気中では放電、紫外線の照射等により生じる臭氣のある気体である。

3 ppm 以上の濃度に数時間の暴露で、気管支を刺激し、二酸化窒素の場合に似た毒性肺水腫をおこすことがある。

オゾンの大部分は成層圏に分布しており特にオゾンが集まった層をオゾン層という。太陽光線に含まれている有害な紫外線を吸収する役目を果たしている。

オゾン層の破壊

オゾン層が近年フッ素化合物などの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。フッ素化合物（総称フロン）は冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤に使用されてきたが、使用後大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、太陽光により分解されるが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。フロンと同様にオゾンを破壊するものに消火剤用ハロン、洗剤用トリクロロエタン、それに四塩化炭素などがある。

汚濁源

上水道、工業用水道、水産資源等への被害や公共用水域の自浄作用の喪失など水質に関する公害を直接又は間接に引き起こす原因となるものをいい、工場・事業場排水、生活排水、廃棄物、農薬などが挙げられる。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物などの汚濁物質の1日当たりの量で表される。これは都市下水や工場排水など汚濁源から排出される排出量などとその汚濁物質の濃度の積で示される。

汚泥

工場排水などを処理したあとに残る水分を多量に含んだ泥状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む無機物が主体となるものなどがある。

温室効果ガス

赤外線を吸収し「温室効果」をもたらす気体で、二酸化炭素 (CO_2)、メタン、一酸化二窒素、フロン、代替フロンなどがある。

【か】

化学的酸素要求量 (C C D)

海域や湖沼の汚れの度合を示す数値で、水中の有機物などの汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量を mg/ℓ で表したものである。この数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示している。

加重等価平均感覚騒音レベル (W E C P N L)

ある場所における1日あたりの航空機騒音の大きさを表す単位で1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛来時間や機数をも考慮したものである。

まず1日に飛來した航空機の騒音レベルをすべてdB平均し、更に時間帯別機

数について、同じ大きさの騒音でも昼と夜とでは、夜の方がうるさく感じられるので、夕方に飛來した機数を3倍、夜に飛來した機数を10倍にして計算する。

カドミウム（Cd）

カドミウムによる環境汚染は、従来亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられた。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟症をおこす。「イタイイタイ病」の原因物質は上流の鉱山の排水及び残滓に含まれていたカドミウムといわれている。

環境影響評価

開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うことをいう。一般に、環境アセスメントと呼ばれている。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたものであり、環境基本法第16条に規定されている。

環境放射線

人間の生活環境にあるすべての放射線をいう。最も多いのは自然放射線、次いで極微量であるが過去の核実験及び原子力施設から環境に放出された人工放射性物質による人工放射線がある。

環境放射線等モニタリング

原子力施設周辺地域にモニタリング地点を設け、環境放射線を測定したり、環境試料中の放射能を分析、測定することをいう。本県では、この結果は専門家によって評価され、一般に公表されている。

環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性内分泌搅乱化学物質のことをいう。

現在、ビスフェノールA、フタル酸エステル類等約70種類の化学物質が、生殖機能阻害、悪性腫瘍等を引き起こす可能性があると疑われている。

環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。なお、このシステムの国際規格（IOS14001）が1996年9月1日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にJIS化された。

観測井

地盤変動の状況及び地下水位の状態がどのようにになっているかを観測するための井戸である。

規制基準

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等の直接の遵守義務が課せられているもの。

青森県公害防止条例では18条、33条、46条、56条、57条にそれぞれ規定されている。

さらに具体的な規制項目及び基準値については青森県公害防止条例施行規則に定められている。

逆転層

大気中では通常、高度が高くなるほど気温が下がるが、逆に高度の高いところに地表よりも温度の高い層ができることがあります、これを逆転層という。逆転層が

できると大気にフタをした様な状態になり、逆転層の内側の大気の状態を安定させるため、地上から出たばい煙が逆転層の内側に閉じ込められた状態になり、大気の汚染がひどくなる。

嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、嗅覚測定法と機器分析法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測定法は人間の嗅覚によって臭気の質とその強さを測定することを目的として行われるものであり、三点比較式臭袋法がよく用いられる。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年4月には、グリーン購入を率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発等が行われている。

平成12年5月にはグリーン購入の促進を目的に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」いわゆるグリーン購入法が制定され、国についてはグリーン購入の義務付け、地方公共団体に対しては努力義務が課せられた。また、事業者や国民に対してもグリーン購入を求めている。

クローズド・システム

クローズド・システムとは、工場の生産工程等から出る排出物を有効に再利用し、有害物質の排出防止のための処理工程を組み込んで、使えるものはできるだけ再利用し、最後は完全に無害化して外部へ排出するようなシステムをいう。

K 値（規制）

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の排出許容量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規則が厳しく、その値も小さい。

健康項目

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、次の26項目がある。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) カドミウム | (14) 1,1,1-トリクロロエタン |
| (2) 全シアン | (15) 1,1,2-トリクロロエタン |
| (3) 鉛 | (16) トリクロロエチレン |
| (4) クロム（六価） | (17) テトラクロロエチレン |
| (5) 硒素 | (18) 1,3-ジクロロプロペン |
| (6) 総水銀 | (19) チウラム |
| (7) アルキル水銀 | (20) シマジン |
| (8) P C B | (21) チオベンカルブ |
| (9) ジクロロメタン | (22) ベンゼン |
| (10) 四塩化炭素 | (23) セレン |
| (11) 1,2-ジクロロエタン | (24) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 |
| (12) 1,1-ジクロロエチレン | (25) ふつ素 |
| (13) シスー1,2-ジクロロエチレン | (26) ほう素 |

建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られるすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」またはこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

公害防止管理者

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定められた特定工場において、公害の防止に関する業務のうち技術的事項を管理する者をいう。特定事業者はばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、粉じん発生施設及び振動発生施設の区分ごとに、それぞれ異なる種類の公害防止管理者を選任しなければならない。

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める協定のこと。公害規制法の不備を補い、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

公害防止計画

公害が現に著しい地域、あるいは人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれがある地域において、公害防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的として策定されるものである。

降下ばいじん

大気中の汚染物質のうち雨水とともに、あるいは単独の形で地上に降下する物質の総称。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、「下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」とされている。

コーチェネレーション

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コーチェネレーションシステムでは最大80%まで高められる。これまで紙パルプ、石油化学産業などで導入されていたが、最近ではオフィスビルや病院、ホテル、スポーツ施設などでも導入されつつある。

【さ】

最終処分

廃棄物を自然環境に還元することをいう。これには埋立処分、海洋投入処分があり、法令により一定の処理基準が定められている。

また最終処分場とは、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚でい等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上を含む廃棄物）がある。

酸性雨

工場、事業場から排出されるばい煙、自動車の排出ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で化学変化を起こし酸性物質となったものが、雲や降水に取り込まれることによって生ずる pH5.6以下の雨をいう。

自然圧密

堆積年代の新しい沖積層や盛土部分で生じる沈下現象。土自体の重さにより、地盤が自然に沈降すること。

自然環境保全地域

高山性植物、すぐれた天然林などの中で、自然的・社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域を自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定する地域をいう。

淨化槽

し尿及び生活雑排水を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

振動レベル

振動の加速度を d B (デシベル) で表した公害用振動レベル計に人間の振動感覚に似せた回路を使って測った値をいう。単位はデシベル (d B) を用いる。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が、人の健康の保護ならびに生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず水域自体の利用目的等による環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するためには、これを用いる。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などについて定められている。

排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排

水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水という。

生活雑排水は、下水道や浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位はmg／ℓで表示される。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

ゼロ・エミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすこと。

国連大学や国際機関が中心となり提唱・研究されており、完全循環型社会の構築を目指している。

騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、単位はホンを用いていたが、平成5年11月からデシベルに変更された。

総水銀（T-Hg）

水銀による汚染状況を示す測定値の名称。

水銀は、神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり、言語障害、食欲不振、聴力、視力の減退をもたらす。

水銀化合物のメチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

【た】

炭化水素（H C）

塗装・印刷工場・重油等の貯蔵タンク・自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（P C D D、75種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F、135種類）の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではP C D D及びP C D Fにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナー・ポリ塩化ビフェニル（コプラナー P C B）と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。

窒素酸化物（N O x）

N₂O、NO、N₂O₆、NO₂などがある。

主として、重油・ガソリン・石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのはNO、NO₆である。燃焼によって直接発生するのはNOで大気中でNOが酸化されNO₂になる。

NO xは光化学スモッグの発生原因となるほか、人体影響は、中枢神経系への影響、呼吸気道、肺等に障害を与える。

中央値

統計学用語で、中位数ともいう。多数個の測定値の中央値とは、その数値を大きい順に並べた場合の中央に位置する数値をいう。

中間処理

廃棄物の最終処分（埋立、海洋投入処分）に先だって行われる人為的な操作等をいう。

主な方法として、焼却、中和、溶融、圧縮等がある。

仲裁

当事者が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄して、紛争解決を仲裁委員会の判断に委ね、その判断を最終的なものとしてこれに従うことを約束することによって、紛争の解決を図ることをいう。

調停

調停委員会が、当事者の間に入って調停案を示して当事者が互いに譲歩して、紛争解決の合意を図ることをいう。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために、必要があると認めたとき、環境庁長官又は都道府県知事が設定した区域のことである。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護繁殖を図る必要があるところを特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。

低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車、又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車のことをいう。

具体的には、電気・メタノール・天然ガス・ハイブリッド自動車等がある。

デポジットゲージ

ガラス等の円筒容器に降下ばいじんを捕集する装置で、ばいじん量、重金属濃度、陰イオン濃度等の測定に用いる。

デポジット制度

缶飲料等を販売するに当たり、預かり金（デポジット）を料金に上乗せし、消費者が小売店等にビールびん等の商品容器を返却した場合に預かり金を払い戻す制度。消費者に経済負担を負わせることによって、空き缶や空き瓶の散乱を防止し、ごみの減量とリサイクルを進める目的としている。

テレメータ

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定局と中央監視局を結び、測定局のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピュータと通信回線を組み合わせてシステム化されている。大気汚染や水質汚濁の状況の監視などに用いられる。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の新しい騒音に係る環境基準に採用されている。単位は、dB（デシベル）が用いられる。

特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち污水又は、廃液を排出する施設を特定施設として定めているが、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。

特定ハロン

ハロンとは炭素、フッ素、臭素等の化合物であり、化学的に安定、無色透明、不燃性、毒性がない等の性質を有する。特定ハロンとは、ハロン1211、1301、2402

の3種類のハロンを指し、すでに生産が全廃されている。

特定フロン

1985年3月に、「オゾン層の保護に関するウィーン条約」が採択され、同条約に基づいて「モントリオール議定書」が1987年9月に採択された。この議定書で規制の対象となったフロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115を特定フロンといい、1995年末に生産が全廃された。

トリクロロエチレン

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に難溶、エーテル、エタノール等の有機溶剤に可溶。金属、機械部品等の脱脂・洗净剤、一般溶剤として用いられる。目、鼻、のどを刺激し、皮膚にくりかえし接触すると皮膚炎をおこす。また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等をおこす。

環境基準（大気） 1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下

環境基準（水質） $0.03\text{mg}/\ell$ 以下

環境基準（土壤） 檢液 1ℓ につき 0.03mg 以下

排出基準 $0.3\text{mg}/\ell$ 以下

水道水の水質基準 $0.03\text{mg}/\ell$ 以下

【な】

鉛（Pb）

鉛による中毒症状としては、骨づい神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こして強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

75 % 値

n 個の日間平均値を小さい方から並べた時、 $0.75 \times n$ 番目（小数点以下切上げ）にくる数値、BOD、CODの環境基準達成の判定に用いる。

日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除いた次の日の平均値である。

例：有効測定日数365日の2% = 7.3日 7日間を除外し、8番目に高い日平均値を2%除外値とする。同様に98%値とは、年間にわたる日平均値（n個）のうち低い方から $0.98 \times n$ 番目に入る数値を示す。

ノルマル立方メートル毎時 ($m^3 N/h$)

温度が零度、圧力が1気圧の状態に換算した時間当たりの気体の排出量などを表わす単位である。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

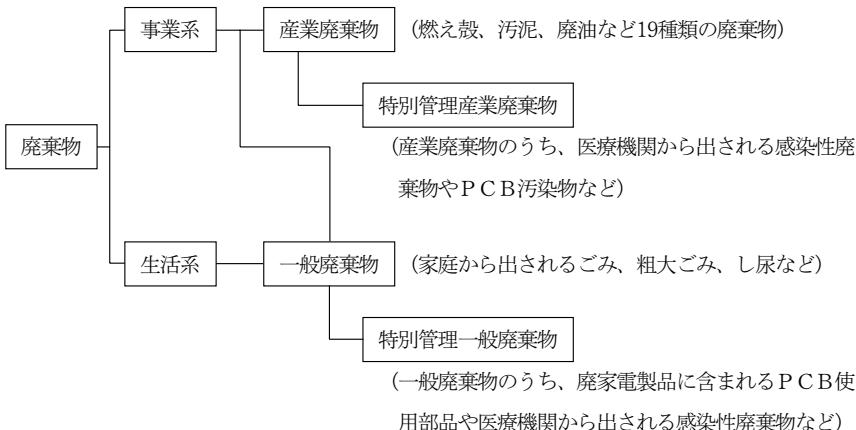
イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という）

廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定している廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。

なお、「特別管理一般（産業）廃棄物」とは、一般（産業）廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。



排出基準

大気汚染防止法において工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カドミウム及び化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素並びに鉛及びその化合物）がある。

ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

光　　害

光害は、ネオンや街灯の光によって、夜間、星がよく見えなくなるなどの影響が出ることであり、大気汚染や水質汚濁といった典型7公害とは異なり、人の健康に影響がでたり、必ずしも不快感をもたらすものではない。しかし、夜間の人工光は道路・航路などの安全確保や都市機能を維持する上で不可欠であるが、必要以上の照明はエネルギーを浪費するだけでなく、天体観測を困難にするものであり、また、夜間の過剰な照明による動植物の生態系の変化などの影響が懸念される。

ビオトープ (B i o T o p)

ドイツ語でB i o (生物)、T o p (場所) を意味し、学術上、生物圏の地域的な基本単位を指し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられる。

砒 素 (A s)

鷄冠石、石黄等に硫化物として含まれている。

砒酸鉛、三酸化砒素などは殺虫剤として農薬に用いられている。

非メタン炭化水素 (NMHC)

各種の炭化水素のうち、光化学反応性に乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

富栄養化

富栄養化とは、水の出入りの少ない湖沼、内海等に植物が生育するうえで必要とする栄養物質（代表的なものとして窒素、燐）が流入し、プランクトンや藻類が異常に増えて、水質が悪化する現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起り、棲息動物がへい死したり、飲料水として使用するためには多額の経費を必要とする等、障害となる場合がある。

フ ッ 素 (F)

腐食性に富み、極めて有毒である。低濃度でも植物被害が現われる。アルミニウム製造業、鉄鋼業、燐酸肥料製造業の工場から発生する。

浮遊物質 (S S)

水に溶けない懸濁性の物質をいい、単位はmg／ℓで表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性

浮遊質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

浮遊粉じん（Dust 又はSPM）

大気中に浮遊しているきわめて微細な粒子で、物の破碎、選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程等で発生する。このうち粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）と呼び、環境基準に定められている。

フロンガス

フロンガスとは、フッ化炭化水素化合物の日本での通称である。無色・無臭の気体または液体で、化学的・熱的に安定し腐食性・毒性も低く引火性がなく、冷蔵庫・クーラーなどの冷媒や断熱材の発泡に用いられている。しかし、塩素を含むフロンは、大気中に放出されることにより、オゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。

閉鎖性水域

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質が蓄積しやすいため水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

【ま】

マニフェストシステム

産業廃棄物の不適正処理や不法投棄を防ぐため、排出事業者が産業廃棄物を処理委託する場合、種類や数量を明記した「管理票」を付け、外部業者が廃棄物の適正処理と報告を行うことを義務づけた制度である。平成2年3月に導入され、平成9年6月の廃棄物処理法改正に伴い、平成10年12月から全ての産業廃棄物について義務化されることとなった。

面的評価

平成10年9月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音レベルの指標が等価騒音

レベルに変更されるとともに、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価方法は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び割合を把握することにより評価する、いわゆる「面向的」な評価へと変更になった。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表すことばであり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などの種類がある。

【や】

溶液導電率法

大気中の汚染物質が水に溶けると電気を通しやすくなる。この性質を利用して、汚染物質、特に二酸化硫黄の環境濃度の自動測定に用いる。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

横出し規制

国の公害関係法により規制対象となっている工場若しくは事業場又は項目以外の工場若しくは事業場又は項目について地方公共団体が条例により規制を行うことをいう。

【ら】

ライフサイクルアセスメント（LCA）

製品の環境負荷を、原料調達段階から生産・消費・使用、廃棄に至る各段階毎に分析し、評価する方法である。製品が環境に与える負荷の改善を目的とする。

硫酸ミスト

亜硫酸ガス（SO₂）が、空気中の水分に溶けると、亜硫酸になるが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になる。これが大気中で霧状に存在するものを硫酸ミストという。

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示されている。これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域をあてはめ、指定することをいう。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況を解説した資料集である。

1966年にIUCN（国際自然保護連合）が刊行したのが最初であり、わが国では、環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物」を刊行し、近年は各地方自治体においても作成されてきている。

ローカルアジェンダ

地球規模の環境問題の原因やその解決策の多くは、地域における社会経済活動や一人ひとりの生活に深くかかわっていることから、地域レベルでの取組を推進する必要がある。このため青森県においても、平成8年度に「あおもりアジェンダ21」を策定し、行政、事業者、県民が一体となって、地球環境保全に向けて取り組むべき基本的方向や具体的行動を示している。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

→生物化学的酸素要求量

COD (Chemical Oxygen Demand)

→化学的酸素要求量

DO (Dissolved Oxygen)

→溶存酸素量

EC (Electric Conductivity)

導電率 (単位: $\mu\text{ S}/\text{cm}$)

シリーズ < Combat Employment Readiness Exercise >

作戦態勢運用演習

NLP (Night Landing Practice)

夜間離陸着陸訓練

ppm (parts per million)

百万分の一という意味の濃度を表わす単位で、亜硫酸ガス 1 ppm とは、 1 m^3 の空気中に亜硫酸ガスが 1 cm^3 混入している状態をいう。

SS (Suspended Solid)

→浮遊物質

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

→加重等価平均感覚騒音レベル